

レジャー・レクリエーション研究

第42号

〈原著論文〉

大学生の成育環境イメージが快適な生活環境条件および将来の生活スタイルに及ぼす影響

……澤村 博・川井 昂・阿部 信博・小山 裕三・青山 清英・石井 晶子

〈特集：大学教育に見るレジャー・レクリエーション〉

座談会：大学におけるレジャー・レクリエーション教育の動向とあり方

……………荒井 啓子・石井 允・鈴木 秀雄・油井 正昭・下村 彰男

青森大学社会学部社会学科 観光・レジャーコース……………工藤 雅世・土屋 薫

立教大学コミュニティ福祉学部・観光学部……………沼澤 秀雄・松尾 哲矢

東京学芸大学教育学部 健康・スポーツ科学学科……………東原 昌郎

武庫川女子大学文学部 人間関係学科……………吉田 圭一

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規定他〉

〈レジャー・レクリエーション研究投稿規定〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会員名簿〉

日本レジャー・レクリエーション学会

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された日本学術会議登録の学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

現在全国に3つの支部を有しております。「九州支部」「近畿支部」「東海支部」で、それぞれの地区においても独自の活動を続けております。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

日本レジャー・レクリエーション学会

Japan Society of Leisure and
Recreation Studies

事務局 〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26
立教大学 武蔵野新座キャンパス
コミュニティ福祉学部 松尾研究室内
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話・FAX. 048-471-7345

郵便振替 00150-3-602353

口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」
※事務局へのお問い合わせは、FAXでお願い致します

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

●学会大会の開催……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

●研究集会の開催……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会をつくっております。

●学会ニュースの発行……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

●「レジャー・レクリエーション研究」の発行……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

●研究・調査資料の発行……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

●受委託研究の実施……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。

●情報交換……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。

●共同研究……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

目 次

〈原著論文〉

大学生の成育環境イメージが快適な生活環境条件および将来の生活スタイルに及ぼす影響

澤村 博（日本大学文理学部）・川井 昂（日本大学文理学部）

阿部 信博（日本大学理工学部）・小山 裕三（日本大学理工学部）

青山 清英（日本大学文理学部）・石井 晶子（東海大学課程資格教育センター） …… 1

〈特 集〉

「大学教育にみるレジャー・レクリエーション」にあたって ……11

座談会「大学におけるレジャー・レクリエーション教育の動向とあり方」

荒井 啓子（学習院女子大学国際文化交流学部）・石井 允（立教大学コミュニティ福祉学部）

鈴木 秀雄（関東学院大学法学部）・油井 正昭（千葉大学園芸学部）

下村 彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科） ……12

青森大学社会学部社会学科 観光・レジャーコース

工藤 雅世（青森大学社会学部）・土屋 薫（青森大学社会学部） ……28

立教大学コミュニティ福祉学部・観光学部

沼澤 秀雄（立教大学コミュニティ福祉学部）・松尾 哲矢（立教大学コミュニティ福祉学部） ……32

東京学芸大学教育学部健康・スポーツ科学学科

東原 昌郎（東京学芸大学教育学部健康・スポーツ科学学科） ……36

武庫川女子大学文学部人間関係学科

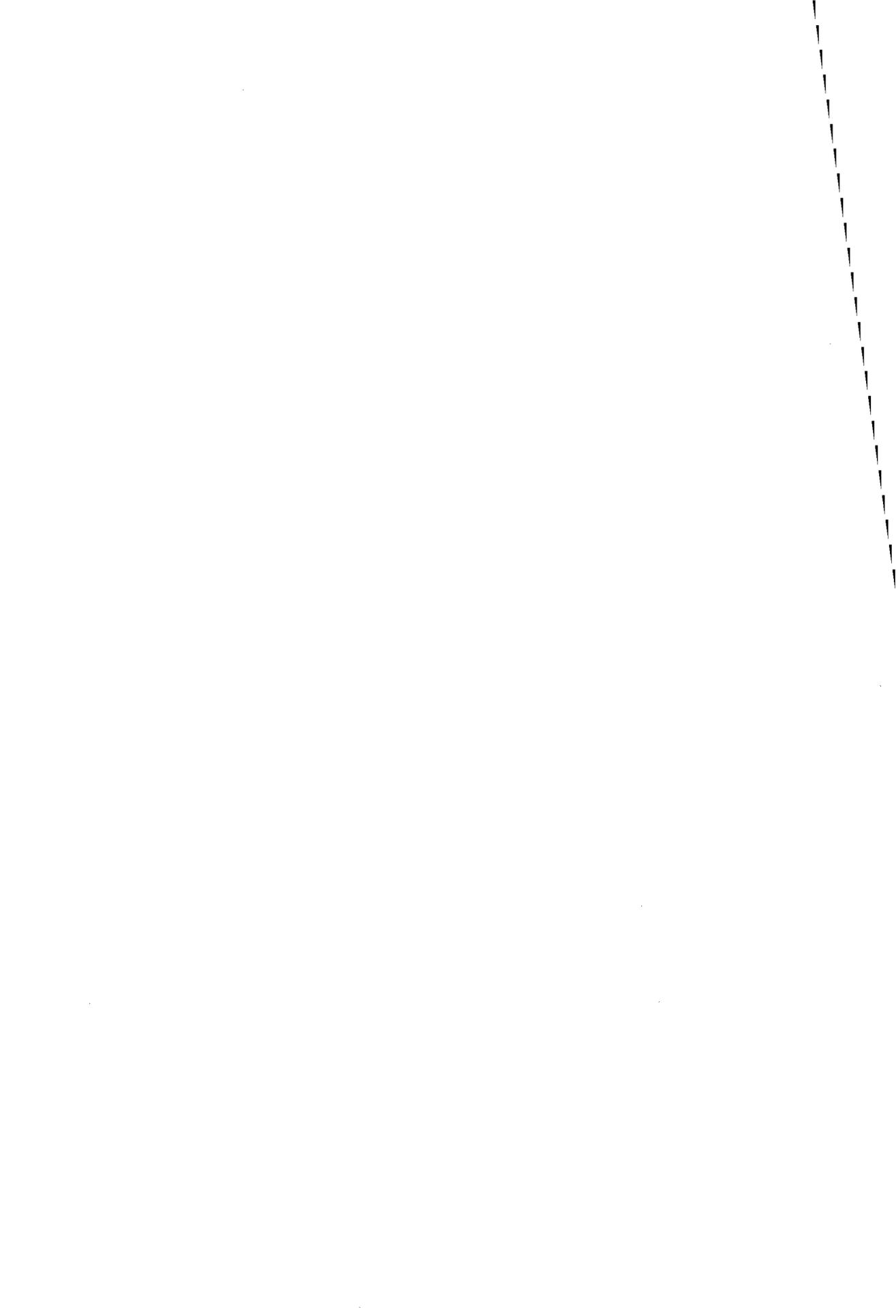
吉田 圭一（武庫川女子大学文学部人間関係学科） ……42

〈学会会則及び諸規程他〉

日本レジャー・レクリエーション学会会則 ……47

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定 ……51

日本レジャー・レクリエーション学会 会員名簿 ……53



〈原著論文〉

大学生の成育環境イメージが快適な生活環境条件および将来の 生活スタイルに及ぼす影響

澤村 博* 川井 昂*
阿部 信博** 小山 裕三**
青山 清英* 石井 晶子***

Influence of Different Childhood Environment Conditions Images on Comfortable Living Environment and Lifestyle in Future of University Students

SAWAMURA Hiroshi* KAWAI Takashi*
ABE Nobuhiro** KOYAMA Yuzo**
AOYAMA Kiyohide* ISHII Akiko***

The objective of this research is to clarify the relationship between different childhood environment images and (1) factors to become interested in nature, (2) involvement with nature in daily life, (3) degree of comfort in the current living environment, (4) essential conditions to live a comfortable life, and (5) selection of lifestyle in the future.

Survey results indicate the following:

- 1) University students who grew up in the country seek involvement in nature in their daily life, as a comfortable condition for living in their current and future lifestyles. The reason for this is their many opportunities to be involved in nature during their daily life when growing up.
- 2) University students who grew up in the city seek convenience in their daily life, as a comfortable condition for living in their current and future lifestyles. The reason for this is their limited involvement with nature through extraordinary leisure activities when growing up. As a result, they do not strongly seek nature as a comfortable condition for living in their daily life.

Keywords:

childhood environment, natural environment, lifestyle, living environment, comfortable condition

* 日本大学文理学部 (College of Humanities and Sciences, Nihon University)

** 日本大学理工学部 (College of Science and Technology, Nihon University)

*** 東海大学課程資格教育センター (非常勤講師) (Licenced Professional Training Center, Tokai University)

1. 問題の所在と本稿の目的

レジャーとは、一般的に労働時間以外の個々の自由な時間の諸活動と言われている。またレジャーと自然環境は、密接な関わりをみることができる。日本におけるレジャーの歴史を振り返ってみると、「レジャー」という言葉から与えられるイメージは、「人工化された自然」と「非日常的な活動の場所」として捉えられる傾向にある。

まず「人工化された自然」という捉え方には、日本のレジャー産業の発展が深く関与している。日本のレジャー産業は、高度経済成長期やバブル経済期をピークにして、大きな成長を遂げてきた。しかしその成長の過程は、行楽地やレジャーランドを建設することで、多くの自然を壊してきた過程でもある。換言すれば、われわれ日本人は、自然を破壊しつつ、人工的なものに作り替え、その「人工化された自然」をレジャーの対象として利用してきたのである。そして自然と親しむことを目的としたレジャー活動は、実は「人工化された自然」を体感させるものにすぎなかったのである。またこうしたレジャーの定着は、「非日常的な活動の場所」としての自然観を植え付けることにもなる。例えば、「自然」と触れ合うためのキャンプは、一つの特別な行事として位置付けられている。あるいは森林浴の目的である「癒し」にしても、日常とかけ離れた森林へ行くことで得られる効能である。このように、現代の多くの日本人にとって、自然体験とは「人工化された」、「非日常的な活動の場所」として捉えることが多くなっている。そこで本稿では、このレジャーを「非日常的な場所での自然体験」と意味付けておくことにする。

しかし近年、環境問題の深刻化などを背景にして、人間と自然との「共生」が叫ばれるようになり、自然に対する価値観の転換がなされるようになってきた。それは、人工化された自然ではなく、ありのままの自然を見直そうという動きである。また非日常的な活動をするための場所としての自然ではなく、日常生活の中に自然を組み込んでいこうという動きである。この一連の動きを通して、レジャー資源としての自然から、日常生活で慣れ親しむ自然へと価値の転換がなされてきたのである。こうした人間と自然との「共生」という考え方は、これまでのレジャーと自然との関係を根本から転換させるものでもある。

しかし人間と自然との「共生」に関する研究の蓄積は、あまりなされていないのが現状である。従って人間と自然との「共生」には生活環境に対してどのような配慮が欠かせないものなのかという点は、研究を蓄積する上で重要な知見となるであろう。そこでまず本稿では、自然と「共生」している者と、そうでない者とは、生活の快適さにどのような違いがあるのか。また両者では、将来のライフスタイルにどのような違いを見せることになるのか。こうした点を明らかにしていくことを目的とする。

2. 分析の視点

生活環境への快適さには、自らのもつ自然観が密接に関係しているといえる。そうであるならば、まず自然観がどのように形成されるのかということを検討する必要がある。そこでここでは、自然観の形成に関しての先行研究を整理し、これまでの研究でどの点が欠けていたのかを検討していくことにする。

まず、この自然観の形成には、成育環境が深く関わっているという指摘がある。奥野（1972）は、文学表現の中にみられる作者の内的イメージと風土・風景との密接なかかわりは、自己形成空間である原風景に支えられていると考察し、「“原風景”とは、その作家の幼少年期と思春期とに形成されるように思われる。生まれてから7・8歳頃までの父母や家の中や遊び場や家族や友だちなどの環境によって無意識のうちに形成され、深層意識の中に固着する」¹⁾と述べている。つまり幼いころの成育環境が、自然観に影響を及ぼすということである。

また感性や感情の働きも、自然観の形成にとって重要である。このことに関して、呉（1998）は、次のように述べている。自然観とは「どのようなものにどのくらい自然らしさを感じるかという感性的側面」²⁾と捉え、環境価値観の形成要因を検証している。つまり自然観の形成過程は、客観的な存在物の中に自然がどのように存在しているかを主観的な判断や感性で捉えていくのである*¹。木村（1998）も同様の指摘をしている。すなわち風景は、視覚に媒介されることにより、「情」と結びつくことで「風情」「情景」「景観」としてそれぞれのわれわれの中に意味をもつものとなる、と述べている。つまり風景とは、「客観としての「景」と、主観としての「観」との統一」なのである。この

ように自然観の形成において、主観的要素、なかでも感性的側面や感「情」的側面が重要であるといえる。

この自然観の形成に関して、沢田は「構造」ということにふれている。沢田は知覚の風景を日常生活の安定性と関係づけて捉えている。沢田(1975)の述べる風景の安定は、「風景のできるだけ多くの部分が構造化され、かつこの構造が有効に働いていて変更する必要がない」⁶⁾状態であると指摘している。このように沢田のいう各人がもつ知覚の基本構造が、様々な体験や経験をするなかでパターン化され、自然に対しても意味づけられ構造化し、自然観が形成されていくのである。

以上のことから、生活環境の快適さの判断に重要である自然観の形成には、幼少期の成育環境が大きな影響を及ぼしているという知見を得ることができた。また成育環境のなかで、自然に対してどのような感性・感情的な働きかけをしたのか。また自然に対する意味づけが、どのように構造化されているのかが、自然観の形成に大きく関わってきていることが理解できた。

自然観の形成についてのこうした指摘は、人間と自然との「共生」を考える上で重要である。しかし体得してイメージ化され、構造化された自然観が、生活スタイルへどのように影響を与えるかについては、十分に議論がなされているわけではない。つまり成育環境のイメージが、現在の生活環境の快・不快要因にどのように結びつくのかといったことに関しては、充分には検討されていないのである。それは例えば、成育環境イメージの違いが、生活環境における快適要因として「自然」を選択するのか、あるいは「都会的」な便利さをを選択するのかという相違に関連しているのかといったことである。

そこで、本稿では、これまでの先行研究の知見を踏まえつつ、主観的な感性で捉えた自然観が、具体的に快適な生活条件としてどのように現れるかを検討していくことにする。具体的には、成育場所のイメージの差異と次の5項目①～⑤との関連性を検証していく。①自然へ関心をもつようになったきっかけ、②日常生活での自然の親しみ方の違い、③現在の生活環境の快適度、④快適な生活条件を過ごすために何を必要条件としているか、そして⑤将来のライフスタイルのタイプの選択との関連を明らかにする。そしてこれらの分析を通して、必ずしも自然が原風景となりえていない

今日の状況のなかで、日常生活の中で自然といかに「共生」するのか。また今後それぞれの地域に適した自然観をいかにして形成するのか。さらに自然を教材としてどのような自然観を育成するか、といった教育的課題の礎を提示する。

3. 調査の方法

(1) 調査対象と時期

本調査で用いたデータは、1999年5月～6月にかけて、都内及び都内近郊にあるN大学の2年生以上の学生1054人に対して行った質問紙調査(自記式集合調査で実施し、一部自記式個別調査が含まれる)の結果である。

ここで大学生を調査対象としたのは、以下の理由による。大学生は、近い将来に、就職先や住居などを、自らの判断で生活スタイルを確立する時期にはいると考えられるためである。将来のライフスタイルについて初めて考え始めるようになるのは、学生時代であると判断したからである。

(2) 調査の枠組み

前述したように、成育環境がどのような環境であったかは、個人的・主観的な判断によるものであり、「情」を媒介として形成されるものである。そこで本稿では、大学生が主に住んでいた(成育した)場所を本人のイメージをもとに区分した。具体的な区分は、主に①「都会」的などころ、主に②「田舎」的などころの2つのグループとした*2。

両者の構成比は、以下の通りである。成育環境が都会的なイメージであると答えた者は、503人(48.6%)であり、田舎のイメージであると答えた者は533人(51.4%)である。この2つの成育環境イメージをもとにして、快適な生活条件の違いや、将来のライフスタイルのタイプの選択の違いなどをみていくことにする。

4. 結果および考察

(1) 自然への関心をもつようになった要因

成育環境の違いによって、自然への関心の持ち方が異なると考えられる。そこで成育環境ごとに、自然へ関心をもつようになったきっかけを検討していくことにする(表1)。

表1 自然に関心をもつようになった要因

(複数回答)

	原風景	キャンプ ^註	メディア/ 雑誌等	散策/ ハイキング	アウトドア スポーツ	学校での 行事
都会 (N=1144)	16.3%	18.2%	13.7%	8.6%	9.1%	7.3%
田舎 (N=1353)	24.9%	16.4%	11.4%	5.5%	8.7%	6.7%

注) キャンプは、友人、家族などに行く活動で、学校キャンプと区分した

まず自らのもつ原風景が自然へ関心をもつきっかけとなっていることについてみてみることにする。自然豊かな環境のなかで成長していくことによって、自然的環境が原風景として形成され、蓄積されることになる。そして、そうした原風景が自然へ関心を喚起することになるであろう。おそらく、成育環境が田舎的イメージの者の方に、原風景が自然への関心を生み出す傾向が強いと予測できる。このことを検証するために、成育環境イメージと、自然への関心を促す原風景との関連をみていくことにする。

成育環境に田舎的イメージをもっている大学生で、「原風景」から自然に関心をもっていると考えている者は、24.9%である。成育環境イメージが都会的イメージの大学生で、「原風景」から自然に関心をもっている者は、16.3%である。都会的環境で育った者よりも、田舎的環境で育った者が、「原風景」をきっかけとして自然へ関心をもったと答える者が多いという予想どおりの結果となっているのである。

次に自然への関心とレジャーとの関係について検討してみることにする。自然に関心をもつようになるきっかけとして、アウトドア系のレジャーが考えられる。それでは成育環境の違いによって、アウトドア系のレジャーが自然への関心を促すものとなるかどうかの違いに結びついているのかどうかをみていくことにする。調査では、アウトドア系に関する項目として「家族や友人と行くキャンプ」、「散策・ハイキング」、「アウトドアスポーツ」の3つの項目がある。成育環境イメージが、それぞれの項目にどのような違いをもたらすのかについてみていくことにする。

成育環境に都会的イメージを持っている者で、「家族や友人と行くキャンプ」を自然へ関心をもつようになったきっかけとしている者は、18.2%であり、田舎的イメージの者では、16.4%である。また成育環境に都会的イメージを持っている者で、「散策・ハイキング」を自然へ関心をもつようになったきっかけとして

いる者は、8.6%であり、田舎的イメージの者では5.5%である。さらに「アウトドアスポーツ」を自然への関心のきっかけとしている者は、成育環境イメージが「都会」の者で9.1%、「田舎」の者で8.7%となっている。ハイキングやキャンプやスポーツといったアウトドア系のレジャーが、自然への関心をもつようなきっかけとなるのは、田舎で育った者よりも、都会で育った者であるということができよう。

このことに関連して、自然への関心を向けるきっかけとなったものとして「メディア・雑誌等」をあげる者も、都会で育った者の方が多くなっている。これは都会的生活環境に育った者が、キャンプやアウトドアスポーツ等のレジャー情報の収集のために、テレビや雑誌を活用していると推測される。

以上のように、「原風景」以外の項目では、全て成育環境イメージが「都会」という回答者の比率が高い傾向にある。都会で育った者たちは、日常生活の中で自然と親しむ機会が少なかったといえるだろう。そのために、人工的な要素が色濃く反映されている自然だとしても、レジャーを通して何とか自然に対して関心をもつことができるようになるといえよう。

その一方で、「田舎」で育ってきたとイメージしている大学生は、非日常的なレジャー活動で自然に関心をもつようになったきっかけとする傾向は低い。それは、なにもレジャーのように特別な活動をしなくても、これまでの自然と共生してきた日常生活のなかで、既に十分に自然への関心が備わっているからではなかろうか。

(2) 成育環境と自然の親しみ方

次に、成育環境イメージが、自然の親しみ方にどのような影響を及ぼしているのかを見ていくことにする。具体的には、成育環境イメージの違いが、自然の親しみ方を生活の一部として「日常的」に親しんでいるか、休日や週末を利用するなどの「特別な活動」として

るかを検証する。

表2 成育環境イメージと自然の親しみ方

		NA=39	
		自然の親しみ方	
		日常的	特別な活動
成育環境イメージ	都会 (N=493)	30.0%	70.0%
	田舎 (N=522)	52.5%	47.5%

いずれも有意差 $p < .05$

表2の通り、育った環境イメージが「都会」で、自然の親しみ方が「日常的」であると答えた者の割合は30.0%となっている。「田舎」では52.5%となっている。つまり生活の一部として自然と親しむようにしているのは、育った環境イメージが「田舎」である大学生に多いのである。また自然の親しみ方が「特別な活動」であるという項目では、育った環境イメージが「都会」の者では70.0%、「田舎」の者では47.5%である。休日などを利用して自然と親しむことを生活スタイルとしているのは、成育環境が「都会」である回答者に多いのである。

このことから、育った環境が「都会」である大学生は、自然を特別な活動の対象としており、成育環境イメージが「田舎」であるという大学生は、日常生活の中で自然と「共生」するスタイルをもって、親しむようにしているといえる。この点に関して補足的に付け加えて、「4 (1) 自然への関心をもつようになった要因」と関連させてみてみよう。前述したように成育環境イメージの相違が、自然への関心のきっかけの差異に現れ、更に自然との親しみ方が「日常的な活動」か「特別な活動」というように、自然とどのような関わりをもつようになるのかを決定づけているといえようである。それほど年少期に培われた自然観は、成長後の自然との関わりを決定づける重要な要因として位置付けているといえよう^{*)}。

(3) 現在の住居地の生活環境の快適度

これまで、成育環境イメージと、自然との関わりについて検討してきた。次に成育環境イメージと、住環境との関係について検討していくことにする。なかでも成育環境イメージが、現在の住環境の快・不快とどのように関連しているかをみていくことにする(表3)。

都会的成育環境イメージをもっている者で、現在の生活環境について「快適」だと答えた者の割合は80.3

表3 成育環境イメージと現在の住環境の快適度
NA=19

		住環境の快適度	
		快適	快適でない
成育環境イメージ	都会 (N=502)	80.3%	19.7%
	田舎 (N=533)	71.9%	28.1%

いずれも有意差 $p < .05$

%である。また田舎の成育環境イメージをもっている者で、現在の生活環境を「快適」だと思っている者の割合は、71.9%である。成育環境イメージが「都会」という大学生の方が、現在の生活環境について、快適だと感じている。逆に「快適でない」という回答者では、成育環境イメージが「都会」である者で19.7%、「田舎」である者で28.1%となっている。成育環境イメージが「田舎」という大学生の方が、現在の生活環境を不快だと感じている。

N大学の立地が東京近郊であるということから、現在の生活環境の場所も、都会的なものであるといえよう。従って、これまで都会の中で育ってきた者にとって、現在の都市的環境は、自分の成育環境と共通点を多くもち、心地よく過ごせる場所となっていると考えられる。しかし自然と「共生」しながら育ってきた「田舎」の学生にとっては、あまり自然のない都市的環境は、自分の成育環境と異なるものである。自然のなかで育った学生にとって、住環境の周りに自然があることが、住環境を快適に過ごすための条件となるということである。そうであるならば、成育環境イメージが、現在の生活環境の快・不快の基準となっている可能性がある。成育環境イメージが生活環境の快・不快と密接に関連していることについて、以下で考察していくことにする。

(4) 快適な生活のための必要条件

生活環境イメージは、現在の生活環境の快・不快の基準となっているのであろうか。言い換えれば、自然に溢れた「田舎」的成育環境イメージをもっている者は、現在の生活環境に対して自然らしさを快適な生活条件とし、便利さに溢れた「都会」的イメージをもっている者は、現在の生活環境に対して利便性を快適な生活条件とするのであろうか。

そこで、成育環境イメージの違いが、快適な生活を過ごすための必要条件の差異に現れるのかどうかを見

ていくことにする。要因は、生活を快適に過ごすための必要条件として何を選択するかに関わるもので、ここでは快適な生活を過ごすための条件として、「自然」「便利さ」の2つを中心に設定した。「自然」に関するものは、「①十分な日光やさわやかな空気」、「②生活が不便でも森・山・川・海・田園風景の自然環境のある生活空間」、「③においがいい飲料水」、「④自給自足のできる場所がある」の4つをあげた。また「便利さ」に関するものは、「①清潔感や整備された美しい町並みや都市景観・住宅環境」、「②コンビニやスーパー、ショッピング街が近くにある」、「③駅の近くで、都市まで1時間以内の住宅環境」、「④生活が利便である生活空間」、「⑤深夜まで遊べる場所が近くにある」の5つをあげた。

この「自然」と「便利さ」に関する項目を用いて、生活環境イメージと、現在の生活環境の快適条件との関係についてみていくことにする。具体的には、育った環境イメージによって、生活の快適条件として、「自然」に関する項目を、いくつあげるのかに違いがでるのか(表4)。また育った環境イメージによって、生活の快適条件として、「便利さ」に関する項目を、いくつあげるのかに違いがでるのかを検討していくことにする(表5)。

表4 成育環境イメージと「自然」に関する項目を快適条件に選択する項目数 NA=18

		自然を快適条件に選択する項目数			
		0項目	1項目	2項目	3項目
成育環境イメージ	都会(N=503)	29.4%	47.1%	19.5%	4.0%
	田舎(N=533)	18.4%	41.1%	30.2%	10.3%

いずれも有意差 $p < .05$

表5 成育環境イメージと「便利さ」に関する項目を生活快適条件に選択する項目数 NA=18

		便利さを快適条件に選択する項目数			
		0項目	1項目	2項目	3項目
成育環境イメージ	都会(N=503)	7.4%	27.0%	43.5%	22.1%
	田舎(N=533)	16.9%	32.8%	37.1%	13.1%

いずれも有意差 $p < .05$

まず「自然」をどれくらい快適条件とするのかをみてみよう(表4)。育った環境イメージが「都会」の者で、「自然」を快適条件として1項目もあげないものは29.4%、「田舎」のものでは18.4%である。「自然」

を1項目だけ選択する回答者は、「都会」では47.1%、「田舎」では41.1%となっている。2項目をあげる人は、「都会」では19.5%で、「田舎」で30.2%。3項目あげる人は、「都会」では4.0%で、「田舎」では10.3%である。育った環境イメージが「田舎」である大学生の方が、「自然」を快適条件として挙げる者が多いのである。

それでは「便利さ」に関してはどうか(表5)。育った環境イメージが「都会」の者で、「便利さ」を快適条件に全く選択しない者は7.4%で、「田舎」では16.9%となっている。「便利さ」を1項目だけ選択する者は、「都会」では27.0%で、「田舎」では32.8%である。「便利さ」を2項目選択する者は、「都会」では43.5%、「田舎」では37.1%となっている。「便利さ」を3項目選択する者は「都会」では22.1%、「田舎」では13.1%であった。育った環境イメージが「都会」である大学生の方が、「便利さ」を快適条件に選択する項目数が多くなっているのである。

このように、どのような成育環境に育ったのかによって、生活環境に対する快適さの条件が異なっているといえる。自然に溢れた環境で育ってきた者は、現在の生活環境の快適さとしても、自然的なものを選択するのである。また利便性に溢れた環境で育ってきた者は、現在の生活環境の快適さとして、利便性のあるところを選択するのである。このことから、成育環境イメージが、現在の生活環境の快・不快の基準となっているといえそうである。

それでは、田舎的成育環境イメージの者は、生活環境の快適さとして、どのような自然を条件とするのであろうか。また都会的成育環境イメージの者は、生活環境の快適さとして、どのような利便性を条件とするのであろうか。以下では、田舎的イメージの者が快適だとする「自然」と、都会的イメージの者が快適だとする「利便性」のより詳しい中身について考察していくことにする。

上記のことを明らかにするために、成育環境イメージによって、快適生活な環境だとイメージするキーワード選択にどのような違いがあらわれるかをみていくことにしよう(表6)。

都会的成育環境イメージをもっている者で、「自然にあふれた感じ」「のんびりした感じ」、「気候が温暖」といった項目を、快適な環境を示すイメージとしてあ

表6 成育環境イメージと「快適な生活環境」をイメージするキーワード

NA=24

		快適な生活環境をイメージするキーワード					
		自然にあふれた感じ	のんびりした感じ	気候が温暖	便利さ	都心に近い	都会的
成育環境イメージ	都会(N=501)	10.0%	18.8%	2.6%	23.4%	2.8%	3.6%
	田舎(N=533)	14.2%	33.6%	4.9%	10.0%	1.9%	1.9%

いずれも有意差 $p < .05$

げた者の割合は、それぞれ、10.0%、18.8%、2.6%である。それに対し田舎的成育環境イメージをもっている者でそれらを快適な環境を表すキーワードとしてあげた者の割合は、それぞれ14.2%、33.6%、4.9%である。このように成育環境イメージが「田舎」である大学生の方が、「自然にあふれた感じ」、「のんびりした感じ」、「気候が温暖」といったいわゆる「自然」あるいは「自然からイメージされる」項目を選択する傾向にある。

次に「生活や交通が便利だから」、「都心に近い」「都会である」といった項目についてみてみよう。都会的成育環境イメージをもっている者で、それらを快適な環境を示すキーワードとして挙げた者の割合は、それぞれ23.4%、2.8%、3.6%である。また田舎的成育環境イメージをもっている者で、それらを快適な環境を表すキーワードとして挙げた者の割合は、それぞれ10.0%、1.9%、1.9%である。成育環境イメージが「都会」である大学生の方が、「生活や交通が便利」、「都心に近い」、「都会である」といったいわゆる「都会」に関する項目を選択する傾向が強いのである。

このように、自然に溢れた環境で育ってきた者は、自然的なもの、なかでも自然が豊かであること、のんびりとした感覚、気候の穏やかさといったものを、心地よく生活する上で大切なものとしているのである。また利便性に溢れた環境で育ってきた者は、便利なもの、例えば、都会的なもの、交通の利便性や、生活上の利便性などを快適な生活をする上で欠かせないと考えているのである。こうした結果からも成育環境イメージが、生活環境の必要条件と密接に関わっていると伺うことができる。

(5) 将来の生活スタイル

ここでは、成育環境が、現時の生活環境の必要条件のみならず、将来の生活スタイルにまで、影響を及ぼ

しているということについて検討していくことにする。

成育環境と将来の生活スタイルとの関係をみるために、まず将来の生活スタイルを表7のようにカテゴリー化した。表7に若干の説明を加えると、このカテゴリーでは「自然」をキーワードとして、自然を住環境の中に共生として選択するのか、あるいは特別な活動の対象としたものなのかを中心に検証した。詳述すれば、自然と共生するものは表7の1と2と5であり、自然を特別な対象としているのは3である。4は、自然を特に生活スタイルの中で必要な価値としていないというカテゴリーである。

表7 将来の生活スタイル

1. 自然が豊かな環境に居住し、平日は都市部に通勤する
2. 自然が豊かな環境に居住し、都市部に通勤しないでいい仕事をする
3. 生活や交通が便利な都市部に居住し、週末や休暇に豊かな自然へ出かける
4. 生活や交通が便利な都市部に居住し、週末や休暇も都市部で過ごす
5. 自然が豊かな環境に居住し、自然に即した自給自足の生活をする
6. 特に都市部や自然の中でといった生活にはこだわらない
7. その他

それでは成育環境イメージと、表7にあげた将来の生活スタイルとの関係についてみていくことにしよう。表8では生活環境イメージの違いが、将来の生活スタイルの選択にどのような相違をもたらすかを示したものである。

まず自然が豊かなところに住みたいかどうかについてみてみることにしよう。都会的成育環境イメージをもっている者で、「自然が豊かな環境に居住し、平日

表 8 成育環境イメージと将来の生活スタイル

NA=19

		将来の生活スタイル						
		住)自然・ 職)都市	住)自然・ 職)郊外	住)都市・ 休)自然	住)都市・ 休)都市	自給自足	こだわらない	その他
成育環境 イメージ	都会(N=501)	10.0%	18.8%	2.6%	23.4%	2.8%	3.6%	2.0%
	田舎(N=529)	14.2%	33.6%	4.9%	10.0%	1.9%	1.9%	1.1%

いずれも有意差 $p < .05$

は都市部に通勤する」という生活スタイルをしてみたいと答えた者は10.0%である。それに対し田舎的成育環境イメージをもっている者では、14.2%となっている。また都会的成育環境イメージをもっている者で、「自然が豊かな環境に居住し、都市部に通勤しないという仕事をする」という生活スタイルをしてみたいと答えた者は18.8%となっている。それに対して、田舎的成育環境イメージをもっている者は、33.6%となっている。居住場所を自然の多い場所にもつスタイルを選択するのは、自然豊かな環境で育った者に多いという結果になっている。田舎的成育環境イメージをもっている者にとっては、将来の生活スタイルに関しても、日頃の生活を過ごす場所に自然を求めているといえる。

次に、居住場所を都市部にもった場合の休日の過ごし方についてみていくことにする。「生活や交通が便利な都市部に居住し、週末や休暇も都市部で過ごす」という生活スタイルを選んだのは、育った環境イメージが「都会」の者で23.4%、「田舎」の者は10.0%となっている。将来住居場所を「都市部」にもった場合、休日も都市部で過ごすスタイルを選択する者は「都会」で育った者に多い。都会的成育環境イメージをもっている者は、将来の日常生活においても、便利さを求めているのである。「都会」で育ったとイメージしている大学生は、将来も日常生活のなかで自然を身近なものとして特に必要としないようである。このように成育環境イメージは、将来の生活スタイルにも影響を及ぼしているといえる。

5. おわりに

これまでの調査結果をまとめると次のようになる。

成育環境イメージが「都会的」であるか、「田舎」であるかの差異は、自然へ関心をもつようになったきっかけの違いにみることができる。自然へ関心をもつようになったきっかけは、田舎的成育環境イメージをもつ

ている者では、これまで「日常的」な体験から沈殿された「原風景」の中に既に存在している。しかし都会的成育環境イメージをもっている者では日常的な自然体験より、レジャーという非日常的な活動をすることによって、自然へ関心をもつ傾向にある。

また成育環境イメージの違いは、自然との親しみ方にも影響を及ぼしている。田舎的成育環境イメージをもっている者にとっては、日常的な生活の中で、自然と親しんでいる。それに対し、都会的成育環境イメージをもっている者は、レジャーといった特別な活動を通して、自然へ親しむ傾向にある。

さらに、生活環境の快・不快の判断にも、成育環境イメージが大きく関わっている。すなわち成育環境を田舎とイメージしている大学生にとっては、現在の都会的な生活環境は必ずしも快適なものではない。その一方で、成育環境を都会とイメージしている大学生にとっては、現在の都会的な生活環境は快適なものである。このことは、どのような要素を快適な生活環境の条件とするのかにも関係してくる。すなわち、田舎的成育環境イメージをもっている者は、より自然的な生活環境を望み、都会的成育環境イメージをもっている者は、より利便性のある生活環境を望むことになる。

その上、成育環境イメージは、将来の生活スタイルをも左右することになる。田舎的成育環境イメージをもっている者は、居住するところには自然が溢れている環境を選ぶ傾向がある。それに対し、都会的成育環境イメージをもっている者は、様々な利便性のあるところを居住環境として選ぶ傾向にある。

このように、成育環境は、現在の生活環境の快適条件に違いをもたらすだけでなく、将来の生活スタイルにも影響を及ぼしているのである。そうであるならば、どのような環境で、子どもたちが育っていくのが重要である。子どもは、育った環境の中から、様々なものを知らず知らずのうちに習得している。そして

物の感じ方や考え方は、日常のかかわりをもつ物や日常の出来事の中で活性化されるのである。従って子どもの成育環境イメージの中に「自然」のある風景をもたなければ、日常生活で自然との「共生」より「利便さ」を好む傾向になってしまうのである。

今後、更にレジャー施設を建設することによって自然破壊が引き起こされていくであろう。その結果、レジャー施設を利用することで、自然とふれあい、自然に関心をもつ子どもたちが、増えていくであろう。しかしそれは日常生活の中で自然と関わりある子どもが減少することを意味している。たとえレジャー施設が増設され、自然と触れ合う機会が多くなったとしても、レジャーによってもたらされる自然は、そもそも「人工的な自然」にすぎず、またレジャーそのものは「非日常的な活動」にすぎない。そうしたレジャー活動では、日常的に自然と接し、自然と共生していこうという子どもたちを増やすことにならないということが、今回の調査結果をみても明らかである。むしろ子どもたちの成育環境にどのくらい豊かな自然を提供できるの方が、自然と共生する子どもを育てるのには重要なのである。

自然破壊が進行しつつある現状において、子どもたちが日常的に自然と接する機会は、ますます少なくなっていくであろう。それでも、子どもたちの成育環境の中には、少ないながらも、まだ自然が残っている。成育環境の中になぜかながらも残っている自然を、どのように保護し、子どもたちにどのように関わりをもたせるのか。こうしたことができるのは、おそらく现阶段では、学校や地域に限られている。そうであるならば、学校や地域では、子どもたちが自然と接する機会をどのようにもたらせるのかをもっと真剣に議論していかなければならないであろう。子どもたちが自然と共生できるかどうかは、学校や地域の活動にかかっている。ありのままの自然と触れ合うレジャーは、日常生活のなかにある。

注)

*1: 寺本や野中(1993)も、同様なことを指摘している。すなわち実証的手法でイメージ空間に現れる具体的な事象から自然観の意味を検証している。寺本: 参考文献8・9参照 野中: 参考文献3参照

*2: ちなみに成育環境イメージに関する「田舎」と「都会」の男女の構成は、「都会」(N=503)=男性70.6%/女性29.4%、田舎(N=531)=男性66.9%/女性33.1%となっている(N A=2)

*3: 男女別の自然の親しみ方は、次の通りである。男性で自然の親しみ方が「日常的」である者は38.3%、女性では48.9%である。特別な活動であるのは、男性で61.7%、女性で48.9%となっている。女性の方が、自然を日常的なものとして位置付け、自然と共生した生活をしている。また男性の方が、自然を日常的なものとして親しむよりも、休日や週末を利用して活動する場所や資源として位置付けている。これは女性が、最近ブームとなっているガーデニングや自宅周辺の散歩など、日常生活で女性が好んで行う活動が影響を与えていると推測される。特別な活動として考えられるキャンプやアウトドアスポーツなど男性が主に好む活動が多いことと関連していると考えられる。

参考文献)

- 1) 木村博、風景の現象的位相—環境教育への一視覚—, 国際教育研究, 第18号, 26-40, 1998
- 2) 呉宣児・無藤隆, 自然観と自然体験が環境価値観に及ぼす影響, 環境教育, 7(2), 2-13, 1998
- 3) 野中健一, 大学生の原風景にみる生活環境の中の自然, 環境教育, 3(1), 1-18, 1993
- 4) 奥野健男, 文学における原風景—原っぱ・洞窟の幻想—, p55, 集英社, 1972
- 5) 佐島群巳, 環境マインドを育てる環境教育, 教育出版, 1998
- 6) 沢田允茂, 認識の風景, p201, 岩波書店, 1975
- 7) 下村彰男, 日常的レジャー・レクリエーション環境の課題, レジャー・レクリエーション研究, 第27号, 42-48, 1994
- 8) 寺本潔, 子どもの知覚環境, 地人書房, 1994
- 9) 寺本潔, 子ども世界の地図, 黎明書房, 1996

<抄録>

本研究の目的は、大学生の成育環境のイメージの差異と①自然へ関心をもつようになった要因、②日常生活での自然の親しみ方、③現在の生活環境の快適度、④快適な生活条件を過ごすために何を必要条件として

澤村博・川井昂・阿部信博・小山裕三・青山清英・石井晶子

いるか、⑤将来のライフスタイルのタイプの選択との関連性を明らかにした。

調査の結果、

- 1) 田舎で育ったとイメージしている大学生は、現在や将来のライフスタイルの中でも、生活の快適条件に日常生活での自然との関わりを求める。その理由は、成育過程で日常生活の中で自然と触れ合う機会を多くもっていることに関連している。
- 2) 都会で育ったとイメージしている大学生は、現在や将来のライフスタイルの中でも、生活の快適条件に利便性を求める。その理由は、成育過程で非日常的なレジャー活動を通して自然と触れ合う経験をしていることと関連がある。そのために日常生活の中で、自然を快適条件として強く求めない。

キーワード

成育環境、自然環境、生活スタイル、生活環境、快適条件

(受理 平成12年2月14日)

特集：「大学教育にみるレジャー・レクリエーション」にあたって

近年、レジャーやレクリエーションの概念は、ますます広がりを見せている。福祉や医療、心身の健康、生活文化、コミュニティ形成（まちづくり）とその広がりには多岐にわたるようになってきた。また一方、大学教育自身も、平成3年の大学審議会の答申に基づく設置基準の大綱化や社会からの人材要請の変化に伴い、近年、組織の再編やカリキュラムの変更をはじめとする教育のあり方の再検討を余儀なくされてきた。こうした状況から、大学におけるレジャー・レクリエーション教育も様々な枠組みの中に位置づけられ、教育内容やカリキュラムも大きく変遷してきている。

そこで、本特集では大学教育におけるレジャー・レクリエーション教育の実態や課題を多角的に検討し、その作業を通してレジャー・レクリエーションの概念の広がりや位置づけを提示してみたい。各大学が現状をどのように認識し、教育面でどのように対応しているかを探ることで、現時点でのレジャー・レクリエーション像が見えてくるのではないかと考えている。そして、大学におけるレジャー・レクリエーション教育に関する論点を明確にするために、あえて「専門教育」の問題と「共通科目（旧一般教育）」の問題とに分け、42、43号と二号に分けて特集を組むこととしたい。これは大綱化の趣旨とは逆行する設定かもしれないが、現状や動向を正確に把握し、今後のあり方を検討するうえで、整理して考えた方がよいと判断したためである。本号では「専門教育」を、次号では「共通科目（旧一般教育）」をテーマにとりあげる予定にしている。

本42号では、冒頭に「大学におけるレジャー・レクリエーション教育の在り方と動向」と題した座談会を開き、各方面でご活躍の先生方に大学におけるレジャー・レクリエーション教育の現状および動向に対する認識を踏まえつつ、現状の問題点と今後のあり方について議論していただいた（平成12年1月29日、於 東京大学農学部）。専門家を養成する教育、資格取得を目指す教育、そしてより一般的な教養としての教育という

フレームを意識しながら、大学におけるレジャー・レクリエーション教育のあるべき全体像を示すこととした。したがってここでは、専門教育の問題と、旧一般教育の問題の両者を取り上げて論じていただいている。

また続いて、福祉、教育、社会学など異なる分野において、先進的な試みを実施している大学を取り上げ、各大学におけるレジャー・レクリエーション専門教育の動向について紹介してもらった。様々に広がりを見せている各分野において、レジャー・レクリエーションの専門教育がどのように位置づけられ、どのような専門家を養成しようとしているのかについて、教育の方針およびカリキュラムの構成を通して記述していただいた。ここ何年かの間にカリキュラム等をはじめ大きく改革された各大学・学部において、どのような方針で改革に取り組まれたかを交えつつ書いていただいている。

本学会にとって、レジャー・レクリエーションに関わる研究や教育の活性化をはかることが最重要な課題であるが、現在の社会状況を踏まえつつ、職能の明確化や活躍の場の開拓に向けて取り組んでいくことも重要な役割の一つであろう。本特集がその検討の契機となることを望んでいる。

（編集委員会）

特集：大学教育にみるレジャー・レクリエーション

座談会「大学におけるレジャー・レクリエーション教育の動向とあり方」

荒井啓子* 石井 允** 鈴木秀雄*** 油井正昭****
(司会) 下村彰男*****

The Trend of Professional Education on Leisure and Recreation Studies

Keiko ARAI*, Makoto ISHII**, Hideo SUZUKI***, Masaaki YUI****
Akio SHIMOMURA*****

○司会 本日は、大学を中心とする高等教育におけるレジャー・レクリエーション教育についての現状認識、そしてその課題ないしはあり方について議論していただきたいということで、各先生にはお忙しい中をお集まりいただきました。ありがとうございます。

それでは早速、始めたいと思いますが、レジャー・レクリエーション教育について議論するうえで、共通科目としての教育の問題と専門教育の問題の両面について考えていく必要があると思います。そこで、本日は、前者の問題については、全国大学体育連合の情報部委員として、全国の大学の教育情報にお詳しい学習院女子大学の荒井啓子先生においでいただいております。また、後者の専門教育に関しては、今後の発展が期待されます福祉分野から立教大学でコミュニティ福祉学部の設立にご尽力された石井允先生、また、環境計画・空間計画の分野から千葉大学の油井正昭先生にお越しいただいております。そして、教育と社会との関係を考えるうえで、資格について議論する必要があると考えますので、資格問題にお詳しい関東学院大学

の鈴木秀雄先生にもご参加をいただいております。

まずは、各先生がレジャー・レクリエーションというものをいかに捉えて教育されようとなさっているか、つまり、レジャー・レクリエーションの本質あるいはコア、またレジャー・レクリエーション学、レジャー・レクリエーション教育のフレームについて、いかに認識されているかということからおうかがいしていきたいと思います。

○鈴木 例えば、レクリエーション活動の実体が存在するのかを考えると、表に見える実体そのものが必ずしもレクリエーションではなく、条件によって規定される面が多分にあります。つまり、実体は個人や状況によって作り上げられるものといえるのです。例えば、ある人にとってパチンコはレクリエーション活動でも、一方でパチンコで生計を立てている人も一部にはいるわけです。パチンコという活動はあるけれども、それがレクリエーションかどうかには、様々な状況や条件が絡んできます。そうしたときにレクリエーションの実体はあるのかと問われると、活動の実体をとら

* 学習院女子大学国際文化交流学部 Faculty of Intercultural Studies, Gakushuin Women's College
** 立教大学コミュニティ福祉学部 College of Community and Human Services, Rikkyo University
*** 関東学院大学法学部 School of Law, Kanto Gakuin University
**** 千葉大学園芸学部 Faculty of Horticulture, Chiba University
***** 東京大学大学院農学生命科学研究科 Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo

えるよりは、むしろその活動がどう行われているかということが重要です。

また、レクリエーション教育やレクリエーションそのものについて社会が認識していることと、レクリエーション協会などにより養成を受けた指導者とのギャップが非常に大きいことに問題があると思います。

しかし、改めて指導者養成ということを考えて、そのコアは何かという点が非常に重要になってくることは間違いありません。コアを明確にしなくてはいけないとなると、昭和30年代をピークに、ゲームやソング、フォークダンスを中心にレクリエーションの指導者が養成された点が気にかかります。実体が見づらいために、見える実体を探った結果、当時日常生活に現れることが少なかった、いわゆる三種の神器に集約してしまいました。ところが、社会に豊かさが出てくると、人々はそんなことには積極的でなくなり、自分自身の生活、いわゆる肌身にくっついた部分の喜びや快追求につながる様々な活動を取り入れていったわけです。その時代にはそれをレクリエーションであると限定したのですが、現代の社会にはそぐわない形態となっているのだから、根本から直さなければならない時代といえるのです。

○石井 私は福祉学部におりますが、福祉の場合には、介護士と福祉士という資格があります。介護士は、どちらかという実践的で技術的な資格です。実際、介護士の試験は技術的な内容が多くなっています。一方、福祉士は、様々なものが覆い被さり、色々な学問が絡み合い、総合的で難しい試験になっています。

同様に、レクリエーションも幅広く、奥行が深いため、いわゆる技術を中心にやる人と、全体を把握している人との両面が必要だと思います。

福祉の場合には、社会的にとっても重要になってきたため、介護士や福祉士の認定試験といった国家試験があるわけです。レクリエーションにも国家試験が必要になった場合には、そういう点で非常に似た内容になる気がします。

○油井 レジャー・レクリエーションのフレームは、学問的にまだ確立されているわけではありません。人間生活のあらゆるところにかかわっているだけに、レジャー・レクリエーションの教育、研究は多様な気がします。

昔の学問は、「何々学とは」と定義をしましたが、人間社会が複雑に発達するにしたがい、それぞれの学

問領域が広がってきました。広がっていくと、他の分野に接近して、境界がくつついてきます。そこで「学際」という言葉が生まれました。だから今は、学問の定義をあまりしなくなりました。レジャー・レクリエーションについても同じだと思います。

例えば、造園学は、昔からあるので造園学と呼ばれていますが、今は実体が非常に広がり、境界へ行くと環境学であったり、あるいは土木学であったりします。したがって、造園学の定義を固定的に行うことは困難です。造園学分野も土木学分野も境界領域をうまく取り込みながらお互いにやっているのです。レジャー・レクリエーションにも、そういう性格があると思います。だから、造園学でもレジャー・レクリエーションにかかわる教育、研究を行っています。体育学でももちろんそうです。専門性の面で説明するとすれば、造園学分野はレジャー・レクリエーション学の中で、環境や空間に重きを置いて教育、研究を行っているということになります。体育学の方々は、身体を動かし、その中からの満足感を得るというような評価軸を中心にしているといえるのでしょうか。フレームについては、私はそう感じています。

○石井 レジャー・レクリエーション分野は、全体としては生活に密着していて、つまり生き方と一緒になっています。生き方ということになれば、人間は喜びを求めて発展しようという側面があるので、それに関わる学問の総体になるのでしょうか。

○油井 そうですね。だから私はレジャー・レクリエーションを活動でもとらえられると思います。ただ活動して手足を動かすことは機械でもできますが、自分がそれをやることで満足を得ることが大きな要素でしょうから、もう一方で経験でもとらえられると思います。そういう側面からのフレームもあると思います。

○石井 だから、先程鈴木先生の言われたように、過去においてはある技術を称してレクリエーションとしたのですが、現在では生活と結びついたものをレクリエーションととらえるようになったのです。

その大きな一つの原因に、福祉社会に向かってきたことがあると思います。例えば、ノーマライゼーションと言って、体の悪い人、動けない人も皆同じ生活を求めようとしています。そういうところに手をつけなくてはならない段階に入り、レクリエーションを様々な分野の人によって、色々な状況の人に対して、もっと根本的なところから見つめていこうではないかとい

う動きが出てきたと思います。

もう一つは、レクリエーションという学問をよく見ると、人間の本性は遊びや喜びを求めるとかいうことにつながり、ある場合には哲学にも宗教にもかかわり、掘り下げると結構大きな学問であることが少しずつわかってきたのではないかと思います。この考えは、まだ一般的ではないかもしれませんが、しかし、10年ほど前に私がレクリエーションの授業を起こした頃は、タイミングとしてすばらしかったと思います。なぜかという、バブルがはじけた時代でしたが、実はこのとき教育もはじけてビッグバンが起こったのです。教育設置基準の大綱化で、私の大学も今までの固定化された教育から飛び出して、もっと具体的な意味で社会に還元できる方向が模索され始めました。そうしなくては、大学は将来生き残れないという認識が起こりました。一般教育の再編もあり、できるだけ新しい分野を眺めようという流れが生まれ、その一つとしてレクリエーションが注目された感じを受けています。そういう点でレクリエーション教育がこれから大事だというコンセンサスを得て、カリキュラムを変えることができたといえます。

○荒井 私は共通科目、つまり一般教育の立場から、ここに参加させていただいたのだと思います。現状を申し上げれば、大学体育連合の2年ごとの調査で、いわゆる一般体育と呼ばれているものの講義や実習の名称が変わってきています。その様子を見ると、概念も変わり、内容も変わっていることがわかります。顕著な例としては、体育という言葉に代わってスポーツが用いられてきています。しかも、生涯スポーツといった大きな枠でくくられたものが非常に多いことが特徴的です。ただし、生涯スポーツと名称は変わっても、先程鈴木先生がおっしゃった様に、スポーツや体育は、それぞれの立場や見方、あるいは行い方や目的によって実質的な内容が変わってきます。ですから、生涯スポーツという枠があっても、ターゲットを健康づくりに置くか、レクリエーションに置くかで、講義の設定に違いが出てきていると思います。

レジャー・レクリエーションに関して、具体的にどのような特徴が現れているかといいますと、平成3年度ぐらいから、レクリエーション論という名称そのものを共通科目にしたり、あるいは人間学、ウエルネス概論、生涯スポーツ論、スポーツと文化、現代文化としてのスポーツなどという講義名で、スポーツ・体育関

連の共通科目があらわれているのが現状です。

○司会 鈴木先生は、一般教育の共通科目で教育に関わっていますが、ご専門はセラピー



下村 彰男氏 (司会)

ティック・レクリエーションですね。その両者を念頭に置かれて、一般教育や専門教育が目指す方向について、どの様な認識をされていますか。

○鈴木 それは、私が大学で今何をしているかに関係してきます。私は法学部に所属しています。そして、法学部でなぜレジャー・レクリエーション論が専門科目に入るのかを考えなくてはなりません。しかし、理由は科目の重要性というよりも、はじめに人ありきという面が強いのです。

私は、専門教育でレジャー・レクリエーション論という講義を持っています。一方、全学に関係しているところでは、諸課程に関わっています。諸課程とは、教職課程、司書課程、社会教育主事課程などのことを指します。例えば、社会教育法で、社会教育主事課程では24単位以上を取ることが規定されています。これは6領域に分かれていて、3番目の領域群には社会教育演習や社会教育課題研究、社会教育実習があります。私は、その実習としてレジャー・レクリエーション指導実習という科目を担当しています。6番目の領域では、社会教育特講1～3があり、その中でレジャー・レクリエーション論を持っています。これらは専門教育ではなく諸課程です。

それから、文学部の専門科目でフィジカル・レクリエーションの領域となる生涯スポーツ論を担当しています。私は、自分の所属がどこにあるかというよりも、各学部が学問領域をどうとらえるかで、異なった学部で異なった学問領域の枠組み、例えば専門であったり、共通科目であったり、諸課程の科目を担当しているのです。

最近の名称変更の中で、スポーツという言葉が多く使われるようになったと荒井先生がおっしゃいましたが、その言葉が目的的に使われているか手段的に使われているかという論議が起こっていないことに懸念を感じています。

本来スポーツは強制されてやるものではありません。

しかし、体育の中で行われているサッカーもスポーツだと言ってしまう。体育は様々な活動種目を手段として使っているわけですが、厳然とした教育目的があるわけです。従って、本質的にはスポーツをやっているわけではないのです。サッカーはやっているかもしれませんが。

またJリーグも、ゲームをしている本人にとっては、厳密に言えばスポーツではなく、仕事としてサッカーをしているのです。そのあたりの概念の区分けが非常に曖昧になっています。

子供が自分で始めたサッカーは楽しくてしょうがないわけです。ところが、体育で行われるサッカーは、教育という目的を実現するための手段ですから、必ずしもおもしろくはないのです。方向性が決まっています、自分のやりたいようにはできないのです。そのあたりを、スポーツという言葉でくくってしまったわけです。しかし実体は、スポーツとは様々な面で違うわけです。

このように、言葉から来る社会のイメージが非常に混乱しているので、一般だとか専門という側面でもとらえる際には、切り口をしっかりと押さえないといけません。私は専門領域でも共通科目でも講義をやっていますが、内容が類似することがあっても、とらえられ方や置かれる位置は大きく変わってくるという部分を持っています。

○荒井 おっしゃることはよくわかります。名称論議は1960年代前半から旧西ドイツを中心に始まりました。その経緯を踏まえて、私は、担当する科目の新しい名称に「スポーツ・健康科学」を用い、広義にスポーツという言葉をとらえました。ヨーロッパで考えられてきたシュポルト・ヴィッセンシャフトと同じように、スポーツは人間の身体活動を対象としているという意味で用いて、競技というとらえ方はしませんでした。競争性のあるスポーツだけではなく、遊びを含めた身体活動すべての総称という意味でスポーツという名称をつけました。

そう考えると、先程の目的論も手段論も、すべて含まれてくると思います。私の認識では、そもそも名称論議がなされたのは、「体育」という言葉の持つ意味が変遷するなかで、身体への教育や身体を通しての教育だけではなく、活動そのものに喜びを見出せる教育、あるいは活動そのものを目的とする教育という考え方に変わってきたことが原因であると思います。その経緯を考えますと、スポーツを新たな広い意味でとらえた

ほうがよいと思います。

○石井 10年近く前、体育の教官の中に、レクリエーション論という科目を担当したいという要望がありました。そうしたら、レクリエーションはスポーツの種目の一つでしょうと言われたそうです。いわゆる体育関係の教官は、スポーツ選手としての経験が強いですよ。自分はサッカーの先生だ、テニスの先生だと考えるのです。そのためか、色々ある種目の中の一つがレクリエーションだと認識していたのです。最近、徐々に変わってきていますが。

だから、スポーツがレクリエーションの一部に入っているという認識をもう少し浸透させるとよいと思います。言葉の解釈もそうですが、内容それ自身、あるいはイメージそのものを変えていく必要があります。

【レジャー・レクリエーション学の相対的位置づけ】

○司会 現在、盛んに学問領域の組みかえが行われていると認識しています。例えば、先程の話では、まず縦にテニスやサッカーという種目があり、横に運動や健康という考え方があります。そして、運動や健康は横軸で全体に共通しているということで、恐らくこの2つが必修科目に選定されたのだと思います。レジャー・レクリエーションは、その流れの中にあるのか、外にあるのか、それらの真ん中に位置するのか、どのように考えておられますか。

似た事例をあげますと、ランドスケープも同様です。関連した科目が建築や土木、造園などにまたがっています。つまり、ランドスケープも横の概念です。全てがランドスケープに関係しているのです。環境についても同じことが言えます。私は環境アセスメントにかかわっていますが、環境アセスメントは大気もあれば水もあるという縦割り構造です。東大では、それを横断的に教育研究する新しい学部をつくりました。要するに環境問題の全容を理解する必要があり、そういう技術者を養成したほうがよいということで新しい組織をつくり始めたわけです。

そういう意味では、今まで縦型だった学問分野に共通する部分が注目されはじめ、横軸として考え直す時代になったと思います。そうしたときに、横軸として考えられるべきレクリエーションは重要だと思います。いかがでしょうか。

○鈴木 私も、レジャー・レクリエーションの問題は

徹底して横軸だと思います。だから、スポーツを縦ととらえれば、その接点がフィジカル・レクリエーションです。レジャー・レクリエーションがあると、そこにフィジカル・レクリエーションというスポーツが縦軸として交わるのです。そうすると、アーティスティックな縦軸も考えられますし、頭を使う、体を使う、心を使うという各種の縦の領域が見えてきます。

つまり、縦軸には様々な種目活動があっても、横軸にレクリエーションという状態系が常にあり、その接点が色々と違ってくるわけです。しかし、逆に言うとそこにある意味で専門性を打ち出す際の弱さが存在するとも考えられます。

○荒井 ただ今、横軸の状態系とおっしゃいましたが、目的という考え方もできますか。

○鈴木 はい。目的と手段ですね。

○荒井 人は色々な活動を色々な目的で行いますが、その際にそれをレクリエーションとして行うという言い方もできますか。

○鈴木 はい、目的的に言えばですね。

手段化すればするほどレクリエーションの部分が薄まっていきます。本来、スポーツとして行われる様々な種目を手段化したものが体育です。体育はスポーツを手段として使っています。けれども、授業を受ける学生たちには、できるだけそれを目的的に提供できたほうがよく、そこに指導者の力量が問われるのです。

○荒井 はい。受け手と与え手という言い方が正しいかどうかわかりませんが、受け手に気づかせないことが大切ではないかと思います。

○鈴木 しかし、与え手には手段的にスポーツを用いて教育を提供しているのです。与え手にはそのこと自体が目的として捉えることができるものであって欲しいのです。

○荒井 一般社会でスポーツ教育というと、どこかの少年サッカーチームに入れ、人間関係や何かを学ばせたりすることだととらえられがちですが、それは非常に狭いスポーツ教育です。また、学校のスポーツ教育でも、スポーツをもっと広い意味でとらえ直したほうが良いと思います。競技ととらえずに、色々な身体活動を通して教育することと捉えるのです。体育という言葉も、この新しい意味で使って良いのではないかと思います。

話を戻しますが、横軸にレクリエーションを持つていくことは、油井先生がおっしゃった学際にあたると

思います。私どもの学校には、環境教育センターがあります。そこでは色々な分野の教員が所員になっています。物理学や食料化学、水産学な



荒井 啓子 氏

ど自然科学系の方が多いのですが、私も入っています。スポーツ科学の立場からです。そして月に1回ほど研究会を開いています。それぞれの専門分野から話をしたり、あるいは学外から講師の方をお招きします。例えば、私の場合はネイチャーゲームを材料にして環境教育に関連してお話しました。それから、ごみ問題や、シックハウスなどの講演もありました。環境教育という名称ではありますが、先程出てきた自然との触れ合いを考えながらのレクリエーション教育もできます。レクリエーション教育を、ほかの領域と協力しながらできるのです。

○鈴木 関連して言えば、1974年にアメリカのフロリダ州立大のジーン・マンディ氏がレジャー教育を始めました。レジャー教育は、各領域にまたがっているので、新しい科目として設置することなく様々な科目の中で扱うことを提言しました。逆に言えば、横の発想なのですね。

このように、環境やレクリエーションなどを横軸としてとらえると、縦軸に様々な研究領域が見えてきます。横軸にターゲットを合わせて縦軸の各専門領域の先生にお話ししていただき、その考えかたを自分の領域にフィードバックすることは可能だと思います。

○司会 お話はよくわかるのですが、横軸であるとするレジャー・レクリエーションという独立した専門分野はないという話にはなりません。学際的で、幅広い学問的概念を持つレジャー・レクリエーションの研究にとって、今の話は重要だとは思いますが、しかし、それでは最初に提言したレジャー・レクリエーション自体を専門にする人がいなくなるという話になりかねませんか。それについてはどうお考えですか。

○鈴木 その点については、私は「快追求」と「癒し」の2つのバランスを考えています。人は何かをするときに快いものを求め、あるところでは癒しを求めます。例えば、ストレスを自覚してなくとも、しばらく忙しかったからゆっくり一杯飲みに行く行動は快追求であ

り、ある意味で癒しです。そのような生活と密着しているレクリエーション活動をどのように専門領域としてとらえるのかは難しいことです。

私は学生に教えるときに、レクリエーションを状態系と活動系、そして技術系をあげ三次元的に捉えることを教えます。自分のレクリエーション活動を身体的にどうとらえるか、情緒面ではどうかということです。例えば、パソコンをやる場合に、必ずしも仕事ではなく、かと言って単なる遊びでもない場合があります。その場合、例えば知的な領域における自己の資質向上ととらえることができます。人間を頭、心、体という3つの領域でとらえたときに、自分のレクリエーション活動は身体的な領域や趣味活動の範囲だけでいいのでしょうか。例えば、体が動かなくなったときのレジャー・レクリエーションをどうするか考えると、身体的な部分、情緒的な部分、知的な部分の3領域の中で自己の活動を見つめ直す必要があると思います。レクリエーションを定義せよといわれれば、「単なる遊び(mere play)から創造的な活動までを含む一連の広がりの中にあって①余暇になされ、②自由で選択され、③楽しむことと主たる目的とした快追求であり、癒しである」といえます。

○油井 しかし、「快追求」や「癒し」という言葉では、抽象的なままという印象を受けます。快いという人間の感覚はさまざまな立場で研究アプローチがあり、また研究対象になります。癒しも医学からのアプローチがあります。そうすると、ここに集まっている人たちは、必ずしもレクリエーションの専門家ではなくなるわけです。他分野にも専門家がいます。

似たような事例を挙げると、環境をあげることができます。植物や動物、あるいは大気や水を研究している人は環境の研究者として通るわけです。しかし、私たち造園の研究者も「環境を研究しています」と言えるわけです。そう考えると、快いか癒しと表現していたのではレジャー・レクリエーションの専門家として、一つの方針を確立するのが難しいのではないのでしょうか。

先程、運動と健康が最後のキーワードとして残ったとおっしゃられましたね。

○鈴木 私が所属する学部で科目名に運動と健康という名前をつけた理由は、理論と実技の両方を行える形にしたかったからです。半期の講義の中で健康と運動の理論を教え、残りの半期を実践としての実技にして

います。

○油井 理論と実技の区分けはよくわかりました。ただ、運動と健康とを並べた場合、運動は行動で健康は状態です。何か1つのものを違うメジャーで切っている印象を受けたのです。

○荒井 私の大学は「スポーツ・健康科学」という名称をつけました。その際に色々考えた結果、学生に講義の内容を説明するときに、スポーツと健康が直接結びつくからこの名前をつけたのではないと初めに言うことにしました。スポーツをしたから健康になるとは限りません。また、健康になるためにスポーツをするとか、健康になるためのスポーツをここで体験するという授業でもありませんとあらかじめ言うのです。そして、健康はスポーツをする上での付加価値だと説明します。スポーツは手段ではないというのが私の持論です。何かのためにスポーツをするのではなく、生きる喜びの様なものをここで見出し、それが生きがいになることによってレジャー・レクリエーションにつながっていくというふうに考えているのです。

もちろんスポーツは健康に役立つので、健康が付加価値として得られます。また、別の側面として、スポーツは文化としても楽しめます。私は、スポーツを一つの文化として受け入れて生活の中に取り込んだり、あるいは自分の喜びにしていく材料だと考えています。ですから、スポーツをある状態を生み出すための行動と受けとめられると困ると思い、学生にこのように説明しているのです。けれども、健康という側面も支持できる行動ではあるので、そういった面も勉強しようという言い方もしております。

私の所属は国際文化交流学部ですので、学生は色々な側面から文化を勉強しようとしています。ですから、様々な専門の教員がいて、幅広い分野に応じた文化論を論じています。その中で、私はスポーツの立場から文化論を展開することになります。そして、健康という付加価値がついてくることを知ってもらい、生涯スポーツという大きなくりの中で、色々な目的に応じてスポーツを材料にできることを知ってもらいます。それが、時に健康や生活を活性化したり、喜びをもたらしたり、あるいは自由裁量時間が増大した中でどういうふうに時間を上手に使い、スポーツを文化としてうまく裁量時間に組み込むことができるかという話もできるわけです。健康と運動から随分広がってしまいましたが、スポーツはレクリエーションにもなり得て、

レクリエーションという大きくくりの中の1要素であると言えると思います。大きいレクリエーションの中にスポーツの要素があり、またスポーツという大きくくりの中にもレクリエーションの要素があるという、両方の見方や考え方ができると思います。

○鈴木 運動と健康という講義名が問題になりましたが、講義名は「積極的に健康を獲得するための具体的な運動の方法論・応用論」などという長いタイトルにはできませんので、縮めていると理解してください。

○油井 スポーツや健康という講義の意味は大体わかりました。それでは、それとレジャー・レクリエーションとのかわりをどう理解したらよいでしょうか。

○鈴木 レクリエーションの中でも、フィジカルな部分を扱っているということです。音楽鑑賞などではないということです。しかし、フィジカルな部分といっても、ただ体を動かすだけではなく、スポーツ文化を見聞きすることも入ります。フィジカルな部分に関連するフィジカル・レクリエーションの総体であると考えればいいと思います。

○油井 今、音楽鑑賞とおっしゃいました。フィジカルに対してメンタルなものの例示と理解しますが、音楽・絵画鑑賞などは紛れもなくレクリエーションに入ります。そうすると、それはどの学問体系で行っているのでしょうか。社会科学部でしょうか。

○石井 大学というならば、総合科目に入ると思います。総合科目の中で、油井先生がおっしゃったことを詳しくやる人と、状態系を歴史、哲学などの切り口から考える人などがいると思います。分野が余りにも広いので学部としてのとらえ方が難しく、あらゆる分野がこの中に入るのではないのでしょうか。

○油井 そうですね。総合学になるのでしょうか。文部省の科学研究費もレクリエーション論は独立した分野ではないですね。

○石井 専門学部として取り扱っていませんからね。

○油井 レジャー・レクリエーションは、余暇時間、人間の生活行動の中からにじみ出てくるものだと思うのです。余暇時間はレジャー・レクリエーション以外にも使えるわけで、ある一定の時間が選択的にレジャー的な活動に使われるわけです。そう考えると、私たちが実際に認識できるのはやはり行動になるように思われますが、先程レクリエーションという活動はないとおっしゃったようですが。

○鈴木 いや、そうではなくて、レクリエーション活

動を特定するために縦に割っても、その活動がレクリエーションであると決めつけられないと言いたいのです。

○油井 人間の生

活行動の中からにじみ出てくるので決めつけられないのですね。人によって変わり、ある人にはレクリエーションでも、別の人にはレクリエーションではないこともありますからね。

そうすると、ある行動を見るときに、だれが行動をするのか、どこで行動をするのか、その行動は何を意味するのかという点が重要になりますね。

○鈴木 レクリエーションに関わる活動を、年齢や能力、環境に合った形でどう創造したり、取り込んでいくかを教えることが必要だと思います。

○油井 そういう分野がやはり必要ですね。その分野の方々の研究や教育の実践を具体的な空間で受けとめる必要があり、造園学分野はレクリエーションを楽しむための環境をどう用意するかを受けもつことになる気がします。

○石井 加えて、人間関係の問題もあります。

○油井 更にレクリエーションを営むために使う資源の話もあります。資源は、そのままでは使い勝手が非常に悪いですから。

○鈴木 本来ならばこういうふう空間をつくると効率がよくても、人間のゆとりや様々な欲求を考えると、別の選択肢を考慮することができて、機能一辺倒ではない人間が求めるデザインができるということですか。

○油井 そうですね。資源は使い切ってしまうとレクリエーション価値を消失してしまいます。環境論、資源論、空間論、土地利用論など複数の視点から研究が成立していくと思います。余り機能的にぎりぎりやってしまうと人間は窒息します。小さい部屋に籠れば鬱になるのと同じで、ある程度の余裕が求められます。また、安全でなくてはいけないとか、快適でなくてはいけないという問題が起ってきます。それが人間の満足感であり、快追求や癒しに繋がる部分です。

○荒井 体育やスポーツの分野では、生涯スポーツという目的を打ち出しています。違う言い方をすると、スポーツに自立した人間を育てるという目的があると



石井 允氏

言えます。

スポーツをレクリエーションに置きかえて、レクリエーションに自立した人間を育てるとすれば、レクリエーション教育の目的がそこにあるといえないでしょうか。油井先生の分野では、色々な空間を整備することでレクリエーションに自立した人を育てるといえるのではないのでしょうか。つまりこのことは、レクリエーション教育の一つの大きな目的であると言えるのではないかと思います。

【レジャー・レクリエーション学の専門教育】

○司会 今のご議論は、ライフスタイルというか、共通科目としてレクリエーションを全ての人々に伝える作業としてはよくわかります。一方で、専門家像はどの様に描いておられるのでしょうか。今回はその点も明確にして議論したいと考えています。

福祉分野では、今後専門家像がはっきりしてくる可能性があると思います。高齢化社会とか、福祉社会と広い意味では言われていますが、その中でレクリエーションに配慮した介護士などの専門家像が見えてきそうです。

一方、体育の分野で世に送り出そうとしている専門家像が一体どういうものかが、私にはまだ見えません。今のお話だと、レジャー・レクリエーションは横軸で、様々な専門領域がありそうです。フィジカルな面でのレクリエーションと限定した場合、その専門家像というのはどういう人たちでしょうか。

○鈴木 レクリエーション活動は、身体的な領域、情緒的な領域、知的な領域もあるのです。大学教育に見るレジャー・レクリエーションの専門性と言ったときに、専門として先鋭的にやっていくことが必要なのではないでしょうか。そうではなくて、様々な領域の先生方が集まって、各領域からレジャー・レクリエーションの視点で見たときに縦と横の関係ができて上がるという感覚を私は持っているのですが。

○司会 この学会のように、横軸を共通基盤として集まるにしても、各人は何らかの独自の視点からレジャー・レクリエーションにアプローチする専門家であるはずで。仮に、現時点では横軸の専門家はいないとしても、縦の部門でそれぞれ専門家像を描かなくては行けないですね。そのときに、フィジカルな分野での専門家像はどのようになるのでしょうか。

縦の部門でも構いませんが、世の中に必要性を訴え

る専門家を、輩出しなくては行けないわけです。その際、専門家像をどう描くかは非常に重要だと思います。それは研究ともつながっていて、今後一体何を研究すべきかということにもかかわる話だと思います。

○油井 今の指摘は重要で、体育やスポーツの世界にもレクリエーションの専門家がいないではいけません。

例えば、環境というのは非常に広く、植物や動物、大気や水、それぞれの分野で環境を研究し、環境アセスメントの場に集まって環境の議論をします。集まっている人がだれもが専門家です。要するに大気をとおして環境に発言する専門家が成り立っています。私は景観が環境の総合であるとの視点で発言しています。

したがって、「レジャー・レクリエーションの専門家」と言ったとき、「体育を通してのレジャー・レクリエーションの専門家」はどういうイメージなのかが問われるわけです。

体育の世界で専門家という場合には、スポーツを楽しむことを指導するという専門家像があるのではないのでしょうか。造園家は空間を計画することでは技術に自信を持っている専門家ですと説明するわけです。

○石井 先程スポーツ自身が楽しみと喜びを与える事だと言われましたね。それもありますが、体育の場合にはほかとまた違う点があるような気がします。人間そのものを身近に扱うという点です。その点では、対人関係の中に生きる関係の存在というか、あるいはグループとともに生きる主体性とか、こういうふうな結びつきがスポーツ社会にはたくさんあると思います。そういう面からいうと、スポーツにしても何にしても、生きる、生活をしていくという身近なところから生まれたことだから、当然、レクリエーションそれ自身も、生きること、生活と結びついたものの考え方をしたからこそ福祉の問題が出てきたんだと思うのです。

○油井 大賛成です。

○石井 今まで体の悪い人は、体育では見学させられ、社会では置いてきばりにされていました。しかしノーマライゼーションという新しい言葉が出てきて、すべての人が人間らしく生きることが何より大事なことだと注目を浴びてきました。だから福祉を担当するレクリエーション指導者もあるし、地域社会を担当する人もいるだろうし、学校社会で担当する人もいます。こう考えると、おそらく環境の場合と変わらないと思います。

○油井 人の生活に端を発しているという話は同感で

す。そこに立ち戻ることによって理解し合えると思います。
○石井 それから、専門科目と総合科目の問題ですが、今までの大学は縦軸のつながり方でしたね。しかし、生きるということを実際に考えたなら、リベラルアーツというか、幅広い教養が教育の中に豊富にないといけないと思います。リベラルアーツは、レクリエーションと同じように取り扱いが大変難しく、余りにも幅広いのですが、そこをどういうふうに学生に伝えるかがこれからの問題だと思っています。

○鈴木 福祉の話して言うと、1981年の国際障害者年に、障害者の区分けを言語的に3つに分けました。機能障害 (Impairment) と、能力障害 (Disability) と、社会的な不利 (Handicap) と表現しました。今、WHOは2001年の5月を目途に表現を変えようとしています。ImpairmentはBody Functionに、DisabilityはActivityに、HandicapはParticipationに変えようとしているんです。今までのマイナスイメージを修正することがねらいです。

同様のことがレジャー・レクリエーションについても言えると思います。日本ではこれらに対するイメージがそもそも間違っているのです。いわゆるレクリエーションをしない人は一人もいませんし、それを必ずしもレクリエーションという領域でとらえていないのです。

自分の肌身からスタートしている部分はあまりレクリエーションと言わずに、何か特別のことをした場合にだけレクリエーションと呼んでいる場合が多いのです。「私は忙しくてレクリエーションなんかしていませんよ」という人も結構いますが、本来あり得ないのです。ただ、それをレクリエーションと認識していないのです。

その辺を我々も研究し、学際的に協力や交流を行って、整理することが必要でしょう。確かに個人個人が、その言葉を使わないまでも、自分の生活の豊かさや潤いのために力を入れているはずですよ。

○荒井 レクリエーションからレクリエーション教育に変わるといえるのは無意識から意識へということではないでしょうか。

どのように意識づけするかがレクリエーション教育では非常に大切で、その意識づけの方法に、様々な分野からアプローチできるという言い方もできるのではないのでしょうか。

○司会 私は、専門家は意識する必要があっても、専

門家でない人は必ずしも意識する必要はないと思います。例えば、ドイツのニーランドは私たちから見れば非常に優れた仕掛けを持っています。

でも、来訪者は楽しいと思うだけでいいのです。むしろ、一般の人に意識させずに快を感じさせる状況をつくるのが専門家だと思います。

一般の人に、意識を促す教育も重要ですが、一般の人が無意識のまま豊かな感じにさせる状況をつくり出す専門家教育も重要だと思います。そう考えたときに、フィジカル面でどういう専門家があり得るのでしょうか。福祉では今後そういう専門家が多く出てくると思います。一方、体育の分野では、社会のどういう職能として専門家を世に送り出すかという点を、余り意識されていないのではないのでしょうか。

学部で1・2年生に話すことと専門の過程で講義する内容は違いますよね。1年生にはシンパをつくるための話をして、「こんな面もあるんだね。こういうことをやっている人たちがいるんだよ。」という伝え方をします。専門では、どういう空間をつくれれば、より豊かに人々が生活できるかという技術的側面を中心に講義するわけです。その切りかえが、世の中にレジャーとかレクリエーションをはっきり出していかないとすれば必要だと思います。

大学は両方の側面を持っていて、全人教育的な側面ももちろん必要と思いますが、それをより社会の中ではっきり位置づけていける人も輩出しなないといけないわけですよ。そういうことを学会の中でもっとはっきりさせていく必要があると思います。

新しい職能が求められており、従来の縦割りの中でどういった専門家像を追求するかではない時代が来つつあります。レジャー・レクリエーションは、そうした時代にまさに1つの軸になり得ると思っています。一方、今のところはまだ縦割りの専門家像がある時代ですから、それをよりはっきりさせていく作業も必要で、その中で横軸の専門家像というのをつくっていったほうがいいのではないかという感じがします。

○油井 今お話があった横軸をきちんとしていかなければいけないと思います。造園分野では、空間をいか



鈴木 秀雄 氏

につくれば心地よいか、あるいは癒しにつながるかを考えています。そうすると横軸の専門家は、レクリエーション空間をつくるということを行います。造園学が体育学の研究成果を活用してもらい「こんな空間はどうですか」という提言をする力は持っていますが、体育学の考え方をそっくり身につけて、空間を提案する力を持っていません。先程体育分野における専門家としてフィジカル・レクリエーション像の話がありましたが、フィジカルな分野の専門家と造園分野の専門家とを合わせてだんだん横軸を太くして、レジャー・レクリエーションの専門家を明確化していかなくては いけません。大学では、もうそういうふうには展開し始めていると思います。

○石井 今まで大学には一般教育だけを教えて、専門を教えない先生がいました。しかし、一般教育がなくなったので、自分の専門を必ず持ち、横のつながりを理解しなくては いけません。そして、共通科目でお話しすることも必要になります。

例えば、私は、レクリエーションの専門家として、専門の何であるかを話します。私は福祉の専門では、福祉に携わる人間がレクリエーションの心を知る必要があるというところに目をつけますし、総合科目でお話しするときにはレクリエーションは遊びの本源であると言った遊び論や余暇論をやり、人間との結びつきを講義します。我々が喜びを求めて生きている姿を、色々な角度から説明しています。何しろ余りにも幅広いので、私一人の理論ではなかなか補うことは難しいのですが。

○油井 お一人では難しいと思います。やはりチームを組む必要があると思います。学科、あるいは大講座ぐらいの規模は持っている必要があると思います。千葉大学でもレクリエーション論という授業があります。これは技術論ではありません。レクリエーションとはどういうものか、どういう発達史を持っているかなどが講義されています。その一方で、別の教官が担当しますが、設計計画実習という授業があり、学生は講義で習ったものを空間に展開するとどうなるかを自分で検討する体験をします。このようにして理論と理論に基づく技術を次第に身につけていきます。そうやって少しずつ幅を広げながら、レクリエーションの専門家を世に出していかななくては いけないと思います。

【レジャー・レクリエーションに関わる資格】

○司会 次に資格教育という話に移りたいと思います。今までの話も関係しますが、社会の中にある種の専門家を送り出していく上で、これからは資格がかなりかわってきます。先ほど、立教大学でもレクリエーション指導員などの資格をにらみながらカリキュラムを考えなくては いけないというお話をされていました。従って、社会の中に足場をつくっていく上で、資格の問題をどう考えるかについても考える必要があると思います。

それには良い面と悪い面があると思います。社会の中で専門の領域分野を認知してもらおう手立てとしては非常にすばらしい話だと思います。ところが、一方でそれに縛られて、それをクリアするために専門教育が限定される可能性があります。大学教育のあり方をどう考えるべきか、そろそろ議論しないといけなくなったと思います。

油井先生、実は造園の部門でも今大変なのですね。

○油井 どこの大学でも取り組んでいるんですけど、日本の4年制大学では技術レベルが国際的な技術レベルに達していないのではないかとこの疑いをかけられているわけです。外国では技術教育というのは5年あるいは6年一貫制の教育が進んでいまして、建築や土木、農業工学などで行われています。日本が国際社会で生きていくためには国際競争力を身につけてなければリジェクトされてしまいます。国際競争力がない技術者の集まりが日本の企業の姿になってしまっているのです。これを打開しなくては いけないので、資格認定機構という機構を設けて、各大学のカリキュラムがそういう技術資格を与えるに値する教育ができていくかどうかチェックしようということになっています。一定のプログラムで学生を育てようとしています。

大学では、特に工学系は6年教育をねらい始めています。ところが大学の教育制度は4年ですから、修士課程へ進学しなくては いけません。修士課程までの一貫プログラムコースは認めていないわけです。そこでよい方法はないかということで、それぞれの学会で研究を始めています。日本造園学会には教育職能委員会という常設の専門委員会があり、この委員会は10年ぐらいの歴史があると思いますが、教育はどうあるべきか、育った人材が社会でどういう活動をしていくのか、どういう資格を持たせるべきかを検討しています。資格は法律事項になりますので、省庁へアプローチして、

資格を設けてほしいとか、既存の資格制度の中に造園技術に関する資格を盛り込んでほしいなどという要望をしていきます。成功しているものもあります。例えば技術士に環境という分野が独立しました。環境の技術士というのができて7年たちます。自分たちの職域のステータスを高める努力を行っています。

○鈴木 文部省が法人格を有する団体に事業認可する形態で、社会体育の知識や技能に関する審査事業を始めました。例えば野外活動であれば日本キャンプ協会やユースホステル友好協会、オリエンテーリング協会、サイクリング協会などが野外活動の中でそれぞれ資格を出しています。資格にはインストラクター、ディレクター、コーディネーターなどがあります。

レクリエーションというのは、活動の包括概念みたいなもので、何の技術を持って指導者にするのかという点が非常に難しくなります。レクリエーションに関しては指導者の養成をしながら種目を限定して資格化してきたのです。

○油井 今おっしゃった協会の資格はたくさんあることは理解できました。ところで法律を背景にした資格はないのですか。

○鈴木 今は文部省がレクリエーション、野外活動、スポーツの分野に区分けして与える動きはあります。

○油井 何々「士」を与えるようになっていくのですか。

○鈴木 ディレクターやコーディネーターなどという形態です。

○石井 法人による認定になるのですか。

○鈴木 法人格を有するところが大臣の審査事業に承認を得る形で、資格を出しているのです。アメリカはそうではなくて、レクリエーションの団体がたくさんあります。大きな協会には全米レクリエーション・公園協会(NRPA)というのがあります。その下に公園・レクリエーション教育者学会(SPRE)があります。そこが十分なカリキュラムを持っている大学を認定します。ただカリキュラムだけではなく、どういうスタッフがいるかという点も認定に関わります。今は140を超える大学がSPREの認定を受けています。個人個人にレジャー・レクリエーションの資格を出しているというよりは、大学や大学院のカリキュラムに対して資格認定が行われています。

だから、資格化をするときに、どういう科目が一体日本でレジャー・レクリエーションに関係する科目と

して開設されているのかということを少し調べることが必要だと思います。資格化をするときに、個人が持つ技術の資格を扱っていくのか、大学



油井 正昭 氏

にアクレディテーションやアカウントビリティを認めて、これはそういうことが行われている大学ですよと学会が認めていくかという点もあります。

○司会 少し質問の観点を変えて、その効果がどの程度あるかに関しては、どのように認識されていますか？

○鈴木 去年、(社)日本キャンプ協会が養成したキャンプ・インストラクターは5,820人です。インストラクターコースはたかだか50時間ぐらいしかやりません。それではインストラクターとは言えなくて、何かを知り得たもののインストラクトするということまで行ってないのです。自分の資格は持ったかもしれないけれども、社会的に何をやるかというまで至っていないのです。

○荒井 それは別の見方をすれば、スポーツあるいはレクリエーションがまだ文化として根づいていないという言い方もできるのではないのでしょうか。

○鈴木 加えて、レクリエーションは誰かから指導されるものではなくて、とやかく言わずに、自分の裁量でできる側面があるわけです。活動でとらえるとスキーでは、SAJの指導員がおりスキー場で生活の糧を得る技術力を持っています。彼らは専門的に活動そのものを教えているわけで、それが一般の人たちにとってはレクリエーション活動のフィジカルな部分となります。そういう狭い領域の中の資格では、あるところは専門職として食べられるかもしれませんが、レクリエーションといういわゆる横割りのところで行った場合に、何をどう指導するんだ、何が向こうから求められているんだといったときに、それで食べるということになると相当大変だと思います。

○石井 今は、レクリエーション指導者の資格を出すような大学が少ないのですよね。一方、専門学校はほとんどが協会の資格を出しているのです。

○鈴木 500を超えていますよ。

○石井 4年制大学、しかも有名大学ほどそれをやってないのですね。それはレクリエーションを担当する

先生がいないということもありますし、また四大を卒業した人が、インストラクターを取ってそういう職業につかないわけですね。専門学校とか短大に行って資格をたくさん得て、更に介護士の資格も加わるとすごく役立つのですが。この様な問題が一つあります。

また、私も経験があるのですが、資格教育を行うと、教員の独自性とか大学の独自性が失われがちになります。教科書みたいなものがある、何を何単位、何を何単位と指定してくるのです。そうすると、何だか大学の教員が、大学教育に独立した姿勢を持つということができなくなってしまいます。それでいて、大学がその認定に対して、協会にお金を出さなくては行けないのです。

○油井 試験によって取得できる資格はないのですか。今まで出てきたものは、講習を受け、認定してもらうためにお金を出すといった、登録制みたいなものが多いのですが。

○鈴木 課程認定校という制度があるのです。

○油井 そうすると法律に基づいた資格とは意味が違うかもしれません。私が言った資格は国家試験のことです。例えば、測量士法に基づく測量士、建築士法による建築士など資格の根拠になる法律があって、その法律に基づいて国家試験が行われています。技術士法による技術士もその一つです。技術士には建設部門や環境部門など19部門があって、環境部門はその中が、環境計画、自然環境保全、環境計測の3分野に分かれています。資格を取ると、環境部門の技術士であることを表示しなければ業務を行うことができない規定になっています。要するに、本物の専門家として認定することになっています。

○鈴木 領域も限定されているのですね。

○油井 そうです。領域を限定して、技術士としての業務を行わなければならないことが法律に定めてあるわけです。

○鈴木 私も日本レクリエーション協会の月刊誌「レクリエーション」の230号に、「資格の値打ちと流通度」という論文を書いたことがあります。資格というものは、必要性があって認知されていくと権威化され、そのかわり逆にその資格を持つということはこれだけのことができますよという専門性が出てくるわけですね。そういう中で値打ちと流通度が高くなり、先ほどお話しした文部省の社会体育資格付与制度の答申を、保健体育審議会が出したときに非常に期待したわけです。

フィジカルな部分について、大臣の認可のもとにそういう資格が取れるという点ですね。ところが、一つ方向が違って、文部大臣の認可する形の資格には変わりないのですけれども、ある法人格を持っている団体がその審査事業の申請をして文部省から認可を取るといった形態になってしまいました。

○油井 今、プールで若い人たちが、利用者に危険がないように指導していますが、あの方々は資格を持っているのですか。

○鈴木 日本赤十字社が水上安全法救助員などの資格を出しています。

○油井 赤十字のファーストエイドというのも同じですか？

○鈴木 それは救急法ですね。それも日本赤十字社が救急員としての資格を出しています。これは、世界中でやっています。

○油井 各分野で資格のあり方が異なっているわけですが、私達の技術分野では、法律に基づく資格が重要になっています。

○荒井 国家資格ですね。職業にしっかり結びついているということですね。

○油井 はい、結びついているのです。専門家というのは、資格を取得して専門性を主張する形をとりたいと思います。

○荒井 そうですね。そういう観点から考えると、スポーツの場合の国家資格はないのでしょうか。

○鈴木 現在のところほとんどは、各協会がやっていることになりますね。

○油井 伝統的にそういうものだと理解できました。

○荒井 スポーツライセンスの取り方に関する本も出ていますが。

○鈴木 ライセンスには様々なものがあるのですよね。

○荒井 既に幾つも持っている人がいると思います。そうすると、それだけ国家資格に対しては価値が薄くなるかもしれないですね。

○油井 その分野ではものすごく重要でも、職業との結びつきが弱いのですね。

○荒井 つまり、その資格が生かされないということになってしまいます。

○鈴木 だから、資格が生活の基盤なのか、よりよくあるいは豊かに生きるためにあるのかで随分違うと思いますね。建築などの部分では、生活の基礎要件として安全性などが大事で、法律を定めなくては行けませ

んし、それをすべて理解して資格を取る必要が生じます。そういう意味では国家資格は非常にはっきりしています。

一方、よりよく生きるというといっても様々な生き方があるわけではないですか。だから、こうしなくてはいけないという部分の線引は難しく、資格化が難しいと思います。

しかし、福祉をはじめ、特定の分野に入ると、専門性は出てくると思います。

○荒井 需要と供給のバランスもあると思います。先程私が文化かどうかと申し上げたのはそういったことで、例えば文化にも生活に密着したものもあるし、少し離れたものもあると思います。例えば、衣食住はなくてはならないものですね。そうすると、食文化に関連して、料理の専門家になれるということがあるかもしれません。しかし、レクリエーションとなると、生活文化としてどれくらい密着しているかということを見ると食文化とは少し違うかもしれません。この分野では、需要と供給のバランスが悪いのではないかなという感じも受けるのですね。

○油井 各種スポーツ施設で指導者として生計を立てている人がいるわけでしょう。都市にはたくさんスポーツ施設がありますね。

○鈴木 衛生面では厚生省が管理しているわけですね。例えば、プールの水の循環がどのくらい、明るさがどのくらい、あるいは二酸化炭素の排出能力がどのくらいないといけないという基準があるわけです。その基準は厚生省が設置しているのです。そして、厚生省がマル適マークをつける話の中で、健康運動指導士などというものを始めました。確かにたくさん時間をかけてその資格を取るのですが、何人規模ならば、あるいは会員が何名以上ならば、そのスポーツクラブには何人健康運動指導士などを置かなくてはならないという規定はないのです。だからそれが職業にくつつかないのです。

○油井 私は単純な発想で、スポーツの施設に勤める人たちは、スポーツ系の大学・学部を卒業し、資格を取れば一人前に認められた職業人になると期待していました。

○石井 例えば野球と同じように、トレーニングという種目なんかだったら1つの資格がかなり役に立つのですよね。けれども、レクリエーションは漠然としますので、レクリエーションの資格を持ってるから供

給があるかといったら、はっきりわかりません。たまたま幼児教育の道に進んだり、保育士になったり、あるいは福祉分野に入った場合に取っておけば役に立つのではないかという漠然とした資格のような気がするのです。ただ、学校側としては、生き残り作戦で、ああいう資格も取れますよ。こういう資格も取れますよ、と宣伝し、色々な資格が乱立しているのが今の時代です。

○荒井 このことは大学のあり方にも関係すると思うのです。大学とは何かとか、大学の機能とは何かということを考えますと、資格を与えるところだろうかとか、あるいは大学の理念ということにもかかわってくると思うので、どういった資格を与えるか、あるいは大学で資格そのものを与えることの是非も考えなくてはならないと思うのです。

【大学教育と資格】

○司会 大学教育において資格を結構意識されているようですが、なぜそれほど意識する必要があるのでしょうか。職業に結びつかないとすれば、実は資格を意識することはないと思うわけですね。本当の専門家を輩出していけば、それなりに働き場所を見つけていくことができるわけで、だから大学の教育というのがそこまで資格を本当に考えなくてはいけないのかどうかというのが一番気になるころなのです。

○荒井 私は、レジャー・レクリエーションの場合は、先程話題が出たように横軸の意識を高めることが大切であると思うのです。そして、その意識が高まったところで、それぞれの資格をとるなど少し深いものを身につけるといふ、そういう方向が望ましいのではないかと思うのです。

○鈴木 また、何をもって専門家とするかというときに、大学自体に、また大学院にレジャー・レクリエーション専攻があつて、そういう専門家を輩出してきて、そこを通過してきたという過程が必要です。しかし、この分野でドクターを修める方はいないわけですよ。

体制ができてないのです。だから、私はやはり学会としてどうすべきかを一番考えなくてはいけないところだと思います。大学教育の課程でドクターコースまで設置できて、専門家を輩出することをこれからどうしていくかです。それができれば、学問上でもきちっとなつて行くはずですよ。そうでなければ、教育機関ではないレクリエーション協会などの上級資格を取って

いるからレクリエーションの専門家だということになりかねません。しかし実際は、そうはいかないのです。
○司会 大学の役割と教育は少し違っており、基本的に教育には専門家教育と、全人的な教育があり、その両方が大学の役割だと思えます。ただ一方で大学は、専門家が育って社会で位置づけるための努力もする必要があります。その職能というか、職業の場を確保するという別の役割もあるわけですね。この点は学会もサポートしなくてはいけない部分だと思えます。この両者は切り離れたほうが良いと思うのです。

お伺いしていると、むしろどこかの資格に対して合わせる形で教育を提供されているような印象を受けます。それは、私は個人的には少し変だと思えます。専門教育にはそれなりの教育があり、共通の一般教育については別に理念があって、それらとは更に別に、育てた人たちを社会の中にどう位置づけて、豊かな生活をどう与えるのかという活動をやらなくてはならないだろうと思えます。主客が転倒すると教育はゆがんでしまうと思えます。

○鈴木 資格のための教育は、何も大学でなくてもいいわけですからね。

○油井 これからの大学のあり方として、4年制大学は専門家を育てることを社会は期待していないと思えます。先ほどリベラルアーツという話が出ましたが、幅広い教養や知識を持っている人間を育てることが期待されていると思えます。そして、本当の専門教育は大学院以上でやるのです。社会はそういう人たちを大学院レベルで探し始めていると思えます。

4年制大学は専門家の卵になる人を育てます。したがって、専門基礎の教育が大切です。専門に関連する講義では、「こういうことをやっている人間もいるのか。ああそうか、では将来行ってみよう」という気にさせる教育をやるのです。そして、専門の資格は、直ちに大学院を出たら取得できるのではなく、社会で何年かの実務歴を持って受験資格を得て、それで資格を取っていく様にすればよいでしょう。4年制大学はその1つの方向づけをきちんとやらなくてはならないと意識しないと専門学校になってしまうと思うのです。

○石井 私はもう10年ぐらいレクリエーション論をやってきて、感じたことを少し申し上げます。レクリエーション論をやっていて、日本の国は、鈴木先生が言われたみたいにドクター系のレクリエーションを専攻している人をつくることが、ものすごく遅れているの

です。その基盤になるレクリエーションの見方がまげられていたと思うのです。現に学生に遊び論とか余暇論の講義をやると、それと文化とのつながり、人間とのつながりに気づき、「先生、遊んでこんなに意味があったのですか」と感動します。遊びを悪として育ててきた子供たちがレクリエーションというのはこんなに深い意味があったのですかという驚きをレポートにかくのです。ということは、それだけ日本の社会は遅れている感じがするのですね。

だから、もっと多くの人たちが、生きがいを感じ、より楽しく生きることを理解し、人間生活を貫く一番の動因となればと思います。そういう意味で社会全体でレクリエーションや遊びを見直すべきで、そういう段階になれば、それこそ大学院も自然に生まれてきます。昔、私がレクリエーション論をやりたいと言ったときには、大学では笑われました。同じ体育科の人からも「何考えてるの、お前は」と言われました。ところが、大学も新しく変わる段階になり、幅広い大学に生まれ変わらなくてはならなくなり、レクリエーションというのを捉え直すという気運が高まりました。そしてその講義を進めていくうちに「お、なかなかやってるな」というふうな形になり、生活と密着している学問だと認識されるようになってきました。

○油井 私も賛成です。最初に荒井先生が、ここに私がいるのは一般教育の立場と言われましたが、その部分が一番大事になってきます。要するに今までのように、親が子供に「おい勉強しろ」と強制する時代ではなく、もっと違う形で人間が育っていかなくてはならない時代に入ったわけですから、大学も教育の仕方を改善しなくてはいけないのです。そこで、荒井先生が言われるように、教養教育的な中にレクリエーション教育というのを入れる必要があると感じます。専門教育で行うのは当然として、教養教育にもレクリエーション論が入ってくるのです。名称は遊び学かレジャー論なのかわかりませんが、人間の行動論などで、レクリエーションも教育をしなくてはいけないのではないのでしょうか。そういう心のゆとりを学ばないとだめな時代だと私は思うのです。

【レジャー・レクリエーション学の一般教育】

○司会 一般教育というか、共通科目の中でのレジャー・レクリエーションという点に論点が移って来ています。専門教育については分化しつつあって、徐々に、それ

それぞれの像をはっきりさせていく方向で教育を進める必要があると思います。ところで共通科目はどうですか。かなりいい方向に動いているということでしょうか。先程の荒井先生によると、言葉としては出てきているけれども、内容は余りはっきりした形で打ち出されていないということですが、共通科目の中での全人教育はもっとこうあったほうがいいのか、どのような方向を考えていけばいいかということについて、少しご意見があればお伺いしておきたいと思います。

○鈴木 確かに今までの一般教育というのは3系列に分かれ、36単位程度を履修するというものでした。大綱化後に、大学の中にどういう科目を置くかについては、どういう担当教官がいるかで科目がくっついてきたと思うのです。しかし、その先生がやめても、後任をその科目で採用するかどうかは別なのですね。私は今、共通科目では、今までの一般教育のような自然科学だとか人文科学、社会科学という領域が取っ払われて、その3系列にオーバーラップする部分の科目が置かれるようになってきたことに注目します。例えば、環境科学などが置かれてきたわけです。今まででしたら、それは自然科学の単位として取る形だったわけですね。ところが共通科目になってくると、自然科学の枠にとられる必要が無くなるわけです。

私は、レジャー・レクリエーション論も含めて、そのような横断的科目が共通科目の中にも幾つか置かれてきたと思います。大学が変わった段階で、共通科目のありようが随分変わり、そういう意味では、専門学部がなくても共通科目の中でレジャー・レクリエーションに関わる教育を行う点で、かなりの部分でチャンスはあると思います。

○油井 どこかの大学でも、昔の一般教養はなくなったのですね。

○石井 ないですね。

○鈴木 一般教養という科目はですね。

○油井 今鈴木先生がおっしゃった、自然、人文、社会という系列で単位を取るルールはなくなったのですね。

○鈴木 それはやってないですね。

○油井 千葉大学では、総合科目、セミナー型科目、個別科目とがあります。総合科目は学際的な連携が必要な主題をさまざまな専門分野の教官による連続講義を通して、複眼的な資格や知見を提供する授業です。

○鈴木 総合講座みたいなものですか。

○油井 そうです。そして、個別科目には今までのと

おり、哲学、心理学、生物学などの科目があり、学生が選択します。卒業要件は、個別科目を何単位か取り、総合科目を何単位か取るというルールです。私も工学部の先生達と一緒に、「環境をデザインする」という科目を、総合科目として開講しています。

○石井 私の言った総合科目には両方の意味があります。そしてその1つは、色々な分野の違う人が一緒になってある1つの単位を話し合うというもので、これが私は一番いいと思うのですが、実際にやるとなかなかうまくいかない面もでてくるかと思いますが。

○油井 そうですか。私はそういう中にレクリエーション論が入ってほしいと思うのです。体育の先生も、造園の先生も、社会科学の先生も入って、それでレクリエーション論を教養科目で展開するとよいと思います。

○石井 それが一番理想だと思います。

○油井 そのようになってほしいですね。

○石井 また、今申し上げた総合科目でなくてもいいから、共通科目、あるいは文科系、理科系というふうに分けて、一応文科系の中の共通科目という名前ですべてのものもあります。複数の先生がもつという意味ではなくて、内容的に総合的な講義を持てる先生、その先生が場合によってはその題目がレクリエーションである場合もあるかもしれません。その先生はレクリエーションという名前は使わなくとも人間学の中でレクリエーション論を講義することもあり得ます。

○油井 私の例では、農学系と工学系の人で行っていますから自然科学系の「環境をデザインする」になっています。しかし、環境をデザインするためには、法制度も関係しますので、法経学部の先生にも入ってもらって、開講するのが理想です。そうすると文理融合になります。リベラルアーツでは文理融合の教育をしないといけないと思います。

21世紀の大学はそういう形を指向していくでしょう。早く始めた大学は一步先になります。そういう意味では、先ほど言った総合的な学問体系である環境をはじめ、レジャー・レクリエーションもそのような気がしているのですが、そういうところで文理融合をいち早く切り開いてみるというのが大事かと思っています。

○司会 講義も、現時点では1人の先生が前で話すだけの講義が普通ですね。その形式もそろそろ考え直す必要があるかもしれません。例えば、東大では立花隆さんがホームページを開いて講義をやったわけですね。そうするとクロズドな教室内だけの教育ではなくなるわ

けです。授業料を払わない人もアクセスして講義を受けられるサービスのあり方には、まだ問題があるかもしれませんが、そのような新たな講義形態が考えられます。今私たちが1・2年生に複数の教官で講義を行っているものがありまして、一、二回は、シンポジウムじゃないですが、全員が顔をそろえて講義をします。

講義の形態も変わってきていて、色々な人が集まってやる形態が、これから一般化する可能性もありますね。そういう意味では確かにレジャー・レクリエーションの、総合科目化というのは確かにあると思いました。そういう形を指向していただくような形ができるとおもしろいと思います。

○油井 そういう意味では、非常勤講師で学外から何人かの先生方をお招きして、パネルディスカッション型の授業をやるのもいいですね。1人の先生が講義を行う形式は、集中させるために必要でしょうが。でも他大学の先生と自分の大学の先生とが一つの命題を討議する形式も、多様な視点を学ばせる上でこれからの教育としては重要だと思います。

○司会 荒井先生が言っておられた環境部門でも色々な方が集まっておられますね。講義を皆さんでやられることもあるのですか。

○荒井 今のところはありません。

○司会 今の組織の形態を講義そのものにもっていければいいですね。

○荒井 実際、そういう話は出ています。油井先生がおっしゃったような総合科目を検討中です。

○鈴木 私は現在法学部において、2年間の共同研究プロジェクトをすすめております。共通科目の教員2人と、専門教育の先生2人の4人でプロジェクトを行い、今年で終わります。内容は「余暇における諸活動と法的課題」です。私は余暇の本質論を担当しています。そして、言語学の先生が言語の学習を余暇活動について研究し、民法の担当者は余暇活動における責任と救済の部分を取り上げ、労働法の先生が余暇の中にある休暇制度をやるのです。今年で終わるのですが、逆に言えば4人先生がいるのだから、総合講座を4人で担当して、科目としてやれないことはないなと今思いました。私はレジャーとかレクリエーションを法律の中に入れ込むにはどうしたらいいかといったときに、余暇における諸活動と法的課題という形態でやったのですが、それも法学部のフレームでとらえられるかなと思いました。

○油井 やられる価値がある気がします。新しい教育方法として、学生にとっても魅力があると思います。

○鈴木 我々はやっぱり周囲の先生にそのこと存在をかなりアピールしていかなくてはいけないのですね。

○荒井 多分私たちの分野だけではなく、どの分野の方も学際的になっていますから、ほかの分野の知見を借りながらやりたいというよりも、それらを総合して提供したいという思いは強いのではないかと思うのです。これからはきっとそういう方向に進んでいくのでしよう。

○油井 現実に東大では大学院大学として新しい研究体制を構築するに当たり、従来の学問分野を超えて横のつながりを強めた組織にしていますね。大学が打ち出したということは、現場での対応も必然的にそうならなくてはいけないわけです。

○荒井 もう一つレクリエーション教育と言った場合に、今は授業を対象にして話していますが、課外活動や学校行事もレクリエーション教育の中にくれることが多いのではないのでしょうか。例えば、私どもでは「土曜散歩」と言って、博物館に出かけるとか、あるいはウォーキングコースを歩いてみるとか、そういう企画があります。あるいは、これは多くの女子大でなくなりましたが、「プレイヤー」あるいは「スポーツデー」というような活動ですね。身体運動ができるような日を設け、そのことで意識づけをしたり、あるいは技術提供をしたりすることができますから、必ずしも授業だけではなくて、キャンパス全体で色々なレクリエーション教育が可能だと思います。

○油井 おっしゃるように教室だけではないですね。

○司会 共通科目というか、総合的な教育の部分ではもっとアイデアが出てきそうですね。

○油井 あると思います。特に、国立大学も独立行政法人になると、従来のままでは存続できなくなるセクションが出ると思います。さまざまな形での融合が進むと思いますが、そういう変革とともに大学教育が変わっていくと思います。その影響はレジャー・レクリエーション学にも波及していくと思います。

○司会 本日はこのぐらいにさせていただきます。本日議論いただいた内容はすぐに結論が出せるものではなく、今後も検討を続ける必要があると思います。本日の座談会で、今後検討すべき課題のいくつかを引き出せたのではないかと考えています。ありがとうございました。

特集：大学教育にみるレジャー・レクリエーション

青森大学社会学部社会学科 観光・レジャーコース

—地域プランナー養成をめざしたカリキュラム—

工藤 雅世* 土屋 薫*

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Aomori University —Curriculum Designed to Train Community / Regional Planners—

Masayo KUDOH* and Kaoru TSUCHIYA*

1. 観光・レジャーコース設置に至る経緯

青森大学は1968年度に開学、当初は経営学部のみであったが、1981年度、社会学部が設置された。

社会学部の理念として掲げられたのは「地域に貢献し、地域に根ざした研究・教育の実践」である。その具体的目標として「地域プランナー養成」が設定された。この理念・目標は、現在も継承されている。

社会学部は設置時、社会学コースと社会福祉コースの2コース制でスタートしたが、1990年度、レジャー社会学コースが新たに設けられ、3コース制となった。

その8年後の1998年4月、コース名を、レジャー社会学コースから観光・レジャーコースへ変更した。同時に、カリキュラムを一部改訂し、現在に至っている。

この変更および改訂は、次の2つの理由による。

第1点は、社会学部社会学科の再編に伴うものである。1997年度、社会福祉学科が設置されたのを受け、社会学科においてコースを再編。本コースの名称変更、カリキュラム改訂は、この一環として実施した。なお、現在、他に、地域計画コース、社会情報コースの2コースがある。

第2点は、1998年度、青森県が「文化観光立県宣言」をすることを受け、地域に密着した研究・教育をいっそう展開するためである。観光を対象とした研究・教育を強化することを狙いとした。

2. 観光・レジャーコースの理念・目標

観光・レジャーコースの理念・目標は、基本的に、前述した社会学部の目標・理念に基づく。

その上で、本コースの理念として、以下の3点を設定している。

- 1) レジャーの本質から考えた個人・地域・日本・世界、それぞれのあり方と接点を見出す能力を養うこと。
- 2) 自由時間の過ごし方の一形態であり、地域社会・地域文化・自然環境に大きな影響を与える観光および観光産業のあり方を、統合的な視点から考察すること。
- 3) 青森県のレジャー・観光をめぐる状況を反映した研究・教育を展開すること。

以上の理念に基づき、本コースの目標として、以下の7点を設定している。

- 1) 生活の質 (Quality of Life) を社会的観点から考え、地域のあり方を構想できる人材育成をめざす。
- 2) 青森県全体を視野に入れて、地域特有の文化資源を生かした観光ソフトプログラム開発のできる人材育成をめざす。
- 3) 三内丸山遺跡に代表される考古学的な資源を生かした観光ソフトプログラム開発のできる人材育成をめざす。

* 青森大学社会学部 Faculty of Sociology, Aomori University

- 4) 自然資源を生かした観光ソフトプログラム開発のできる人材育成をめざす。
- 5) 学生に、観光業務に関連する資格（一般旅行業務取扱主任者など）を取得させることをめざす。
- 6) 以上1)～5)の5点を包括的かつ統合的に扱えるように、カリキュラム・組織を充実させ、青森県内の観光産業・社会教育事業・生涯学習事業への人材供給センター、あるいは、再教育センターとなることをめざす。
- 7) 青森県内外からの調査依頼に積極的に対応していく。

以上の目標のうち、1)～6)の6点は人材育成に関するものである。その目標実現は、青森県における文化観光の確立、および、文化観光の視点による観光産業の再編成につながるものとする。

3. カリキュラムの編成方針

カリキュラムは、本コースの理念・目標を具体化するためのものである。地域や観光に関して、今後のあり方を構想できる人材を育成するために、以下の3点を方針として、カリキュラムを編成している。

- 1) 持続可能な開発、および、地域の内発的発展を担っていける人材として必要な知識・スキルを獲得できること。
- 2) オールタナティブ・ツーリズム（もうひとつの

観光）の考え方に基づいた観光計画・観光デザイン、あるいは、旅行企画のできる人材として必要な知識・スキルを獲得できること。

- 3) ホスピタリティの本質に根ざした観光産業を担っていける人材として必要な知識・スキルを獲得できること。

4. カリキュラムの構造

表1は、現在のカリキュラムを示したものである。カリキュラムは3つの軸によって編成している。

第1の軸は「専門必修科目」である。これは、社会学科の全学生に履修を義務づけている科目で、社会学科の学生として必須の知識が獲得できるようになっている。また、1年次の履修科目は、2年次のコース選択に向けた、予備情報提供の役割をも果たしている。

第2の軸は「コース必修科目」である。これは、観光・レジャーコースにおける必修科目である。

第3の軸は「学科共通専門選択科目」である。これは、①卒業要件単位としては選択科目に分類されるが、指導によって履修を義務づけている科目、②社会教育主事任用資格の要件科目、の2種類で構成される。上記①に含まれる「生活構造論」と「生涯学習論」は、生活の質向上のための具体策を講じられる人材育成に向け、生活の構成要素とその連関、および、学習社会実現のための理念と支援策を学ぶものとして位置づけ

表1 観光・レジャーコース標準履修例

学年	専門必修科目	コース必修科目	学科共通専門選択科目
1年	社会学概論④ 地域開発論④ 情報処理④ 情報学概論④	レジャー社会学④	
2年	社会学史④ 社会調査論④	レジャー産業論④ テーマパーク・マーケティング論② 環境デザイン論②	*生活構造論④ スポーツ社会学④ 社会教育概論④ 環境社会学④
3年		レジャー論演習Ⅰ② 観光文化産業論④ 遺産社会学④ レジャー・カウンセリング実習④	社会思想史④ 教育社会学④ 家族社会学④
4年		レジャー論演習Ⅱ②	*生涯学習論④ 文化社会学④ 社会心理学④

注1. ○内の数字は単位数

注2. 一般教育科目、語学、体育のコマは省略

注3. 学科共通専門選択科目は全36科目からの選択例

注4. *は指導によって履修を義務づけている科目（卒業要件としては選択科目に分類される）

ている。

5. カリキュラムの内容

前節で述べた3つの軸のうち、観光・レジャーコースとしての特徴が表れているのは「コース必修科目」である。ここでは、カリキュラムの内容を、コース必修科目に絞って概観する。

図1(次ページ)の「観光・レジャーコース必修科目チャート」は、各科目の性格・位置づけに基づき体系化したものである。授業の内容を大項目として示している。なお、レジャー社会学は、社会学科の全学生の必修科目であるが、その科目の性格により、同チャートに組み込んでいる。

講義科目のうち、原論科目として、レジャー社会学、レジャー産業論、観光文化産業論の3科目を位置づけている。対して、各論科目として位置づけているのが、テーマパーク・マーケティング論、環境デザイン論、遺産社会学の3科目である。遺産社会学は、観光学と社会学をそれぞれ専門とする2人の教員が、前・後期で分担している。

この合計6科目を踏まえた上で、レジャー論演習として、観光人類学ゼミ、環境レクリエーション論ゼミ、レジャー産業論ゼミの3つのゼミを開設している。同演習は、教員3人がそれぞれの専門分野に基づき分担、学生は希望のゼミを選択する仕組みとなっている。

さらに、3年生を対象にレジャー・カウンセリング実習を実施している。本実習は本コースの特徴の1つと考える。

まず、本実習に対する授業時間配分であるが、1週間に連続した2コマを配分。さらに、この通常の授業を踏まえた上で、フィールドワークを実施している。フィールドワークは、3つのプロジェクトで構成している。

1つ目は、自由時間を大切に生活設計に関するものである。レジャーの本質に基づいたライフスタイル設計の開発に向け、そのヒント獲得を狙いとしている。

2つ目は、青森県のレジャー・観光資源の開発・評価とその情報化に関するものである。これまで、リゾート施設(第3セクター経営)の評価に関する受託調査、温泉街の評価に関する調査などを実施してきた。なお、温泉街を対象とした調査においては、現地のホテル経営者との情報交換として、調査報告会を開催した。

3つ目は、地域活性化と地域住民の生活の質向上に関するものである。その代表的なものは、青森県南部に位置する南郷村で毎夏、開催される「南郷サマージャズフェスティバル」(主催・同実行委員会)へのスタッフとしての参加、および、同フェスティバルと南郷村の地域活性をめぐる調査である。同フェスティバルは、同村が実質的に主催、文化庁によって地域活性化事業として評価されたもので、過去、地域活性に関する4つの賞を受賞している。本実習においては1996年度から継続参加、調査報告書を同村役場へ提出している。

同フェスティバルは毎年7月末、本学の前期末試験直後に開催される。そこで、前期における本実習は、同村での活動・調査に向けた準備期間と位置づけ、学生に対してそのためのプログラムを提供する。表2は1999年度の例である。

表2 1999年度前期・L. C. 実習プログラム

月	日	プログラム
4	22	レジャー・カウンセリングの概念を知る
5	13	取材方法&文献調査方法の獲得
	20	インターネットによる情報収集術の獲得
	27	KJ法基礎&KJ法実習
6	3	フェスティバルのプロデューサーの講話
	10	統計学基礎&SPSS実習
	17	イベント企画者の講話
	24	南郷村企画調整課・課長の講話(於同村)
7	1	調査準備(先行調査の検討・調査計画)
	8	同上
	23	南郷村へ出発(2泊3日)

調査に当たっては学生を班分けし、調査テーマは班ごとに学生が独自に設定、後期における現地での追加調査を含め、報告書を作成する。1999年度は、「南郷サマージャズフェスティバルが農産物の特産化に与えた影響に関する調査」など、6テーマが設定された。

なお、社会学科では、2001年度に新カリキュラムを採用する。観光・レジャーコースにおいても、いっそうの充実を図るべく、準備を進めている。

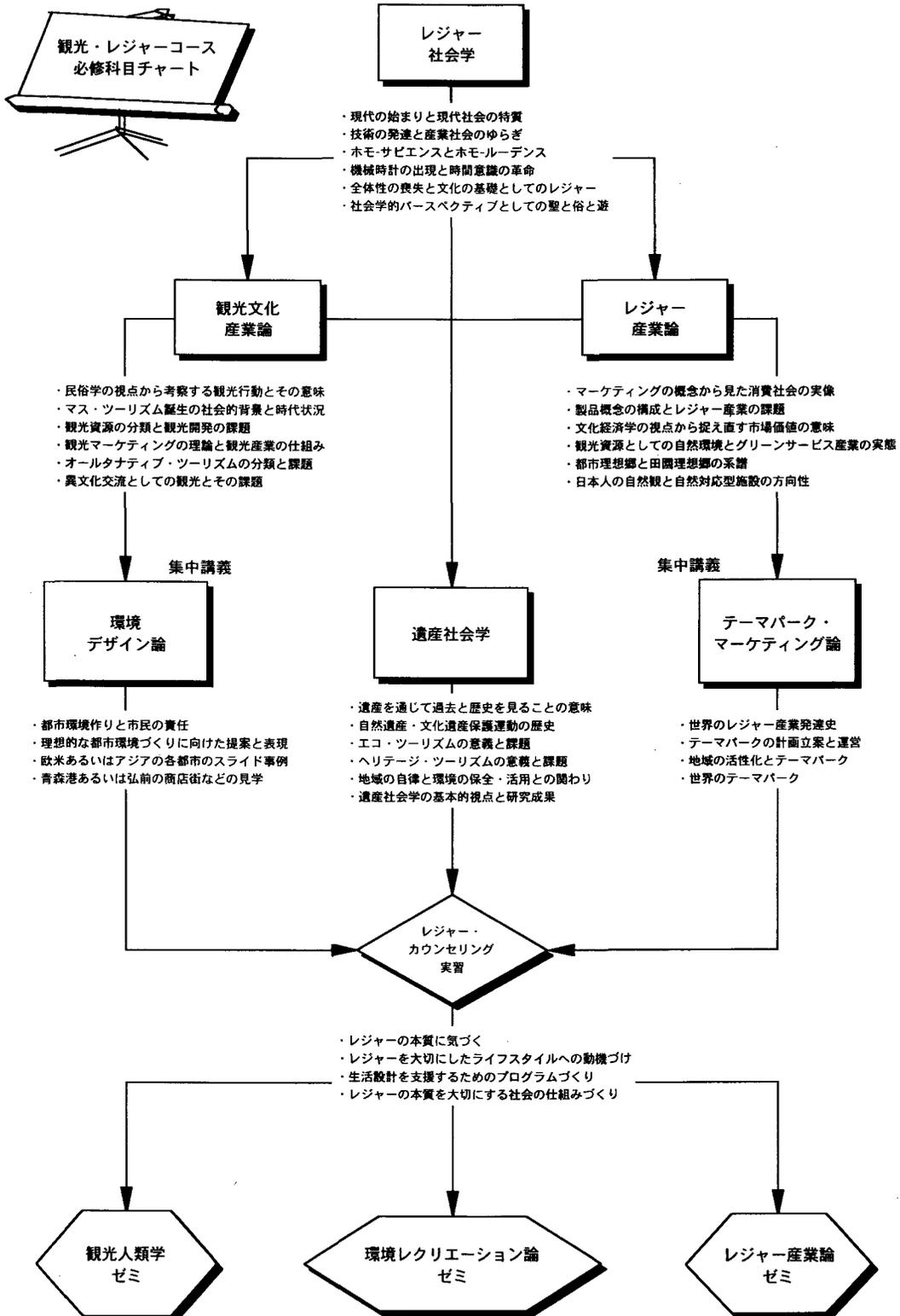


図1 観光・レジャーコース必修科目チャート

特集：大学教育にみるレジャー・レクリエーション

立教大学コミュニティ福祉学部・観光学部

沼澤 秀雄* 松尾 哲矢*

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Rikkyo University

Hideo NUMAZAWA* and Tetsuya MATSUO*

1. はじめに

立教大学においてはレジャー・レクリエーション関連科目を全学部の学生向けに2科目、コミュニティ福祉と観光学部学生向けに2科目展開している。全学生が履修できるものが、教養課程を見直した全学共通カリキュラムの総合A群に配置されている「レジャー・レクリエーション論」と「レジャー・レクリエーション論演習」であり、2学部の専門関連科目が「レクリエーション実践論」と「レクリエーション論」である。これらの科目の教育方針やカリキュラム構成を述べるまえに、立教大学でレジャー・レクリエーション教育を先駆けて取り組んでこられた石井允名誉教授の授業に触れたいと思う。

石井先生は1991年から4年間にわたって、必修であった保健体育講義や体育実技とは別に自由科目として「レジャー・レクリエーション概論」を実施していた。先生にとっては自分の担当コマとは別のサービプログラムとして展開していた授業であるが、当時、立教大学で教えるようになって間もなかった筆者が拝見した授業風景を回想しながら紹介してみたい。土曜日の2時限目に開設されたこの科目においては、授業というよりはクラブ活動といった雰囲気の中かで、教室もほとんど使用せずに長いすに自由に座りながら、ときには先生が「遊び」についての話をしたり、ときには校内でテント設営の練習をしたりといったアットホー

ムな授業が展開されていた。全員で買い置きのカップめんを食べながら午後も引き続いて活動してしまうこともたびたびで、とにかく学生がとても楽しそうに授業に取り組んでいたという印象が強く残っている。履修している学生は課外活動でキリスト教関連のチャペル団体に所属し、聖歌隊やオーケストラで楽器を演奏している学生、日曜日に子供たちと接している学生などを中心に10～30名であった。また、この授業では年間2～3回の合宿やキャンプを行って、希望者には「キャンプ指導員」の資格を与えていた。石井先生が退官なさるときの最終講義には100名を超す授業のOBやOGが集まったことから、学生がこの授業の魅力を強く感じていたことがわかった。この自由科目「レジャー・レクリエーション概論」の意思が現在のレジャー・レクリエーション関連科目の展開に引継がれることとなった。

2. キリスト教に基づく教育とリベラルアーツ

立教大学はキリスト教教育の理念をさまざまな形で制度化してきた。入学式、卒業式などに代表されるキリスト教の礼拝の実施、全学に対するキリスト教倫理の開講、文学部におけるキリスト教学科の存在、さらに、キリスト教教育研究所の設置というようにキリスト教教育として特色ある大学運営を行ってきた。このことは大学における理念がキリスト教教育に根ざすも

* 立教大学コミュニティ福祉学部 College of Community and Human Services, Rikkyo University

のであり、カリキュラムについてもその理念が包括的に具現化されているといつてよいだろう。1997年に刊行された立教大学白書によれば、教育の基本方針として以下の諸点を挙げている。

- 1) 人間は歴史的過程で自己実現する存在である。
このことは社会的階層価値を離れて人間一人一人の尊厳を確信することであり、すべての人間の自由と平等を尊重することを意味する。
- 2) 人間が歴史の中で自己実現すると言うことは、同時に社会的人間を確立していくことである。
このことは一人一人の自主性が尊重されることであり、同時に他者に対する寛容と社会的責任が要求されることでもある。
- 3) 人間存在の意味はある特定の民族や階級によって閉鎖的に規定されているのではなく、神の前において全ての者は平等な関係の中で存在する。
- 4) 人間は社会的存在として、社会的責任を履行することが要求されている。とりわけ、社会的弱者に対する思いやりはキリスト教理念の原点である。
- 5) 以上の教育方針が追求されていくためには一人一人が他者に対する優しさと自己に対する厳しさを確立する必要がある、同時に理性的営みを尊重し、実行力と情緒豊かな感性を兼ね備えた人間でなくてはならない。

このようなキリスト教教育の理念は教育的配慮として、すべてのカリキュラムの基本として存在する。この配慮はそれぞれが時間の経過と共に社会的に成長するというキリスト教教育の重要な理念の具体化でもある。

本学がキリスト教教育に根ざした教育を標榜している限り、学問や実学的養成の前に人間としての基本的あり方を問う教育を行わなければならない。その教育は、全人教育を旨とするリベラルアーツにその教育理念が見いだされる。リベラルアーツの教育は学生一人一人の個性を尊重し、社会人としての責任を学び、それぞれが運命的に出会った文化・社会を大切にしつつ、同時にそれらを越えうる国際性を涵養する教育である。これらの教育理念に従って、全学部がそれぞれ責任を持って教養教育を行うべく、全学共通カリキュラムを展開している。

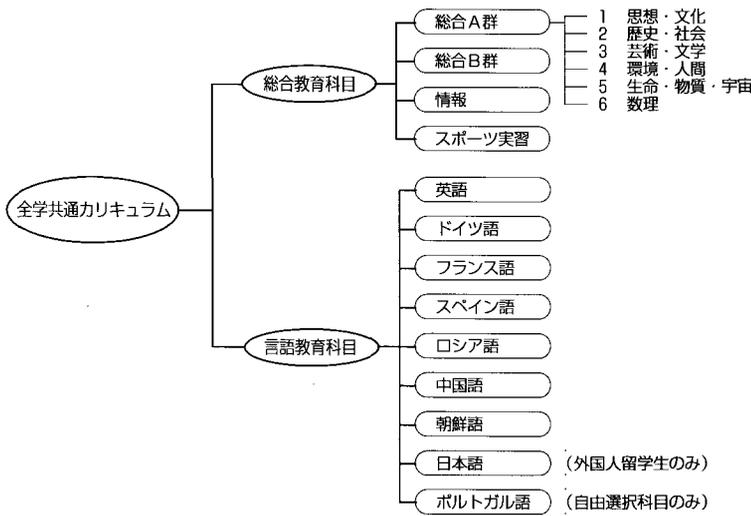
レジャー・レクリエーション関連科目についても、

レジャーやレクリエーションが人間の生のあり方に深く根ざしている領域であることから、キリスト教教育とリベラルアーツ教育の達成のために、重要なカリキュラムの一つとして認識されるようになってきたと考えることができる。実際にこれらの授業ではチャペル関係の団体に活動する学生、福祉関係のサークルに入る学生や卒業後、カウンセリングの仕事の中でこの科目の専門性を生かしている学生などを大勢輩出している。

3. 全学共通カリキュラム

一般教育課程を担う組織として、1994年12月に全学共通カリキュラムが発足した。この全学にまたがる組織が生まれる契機になったのは1991年の大学設置基準の大綱化である。全学共通カリキュラム運営センターの寺崎昌男初代センター部長はキリスト教に基づく建学の精神、リベラルアーツ教育を継承することをめざし、戦後日本の大学教養教育カリキュラム変遷の考察から、今後の立教の学部教育の目標は「教養を持つ専門人の育成」から「専門性に支えられた新しい教養人の育成」へと転換させるべきであると提言した。その理念と目標の実現をめざして、総合教育科目と言語教育科目が設置された。総合教育科目は単に専門分野の能力を伸ばすだけでなく、むしろ専門性を具体的市民社会生活に生かす役割を担い、世界を理解しつつ生の可能性を拓く、人間にとって不可欠な見識と能力を育てる全人格的学問として展開される。その設置科目は、(1)思想・文化 (2)歴史・社会 (3)芸術・文学 (4)環境・人間 (5)生命・物質・宇宙 (6)数理の6カテゴリーから分類される総合A群、時代に即応した問題やテーマのもとに複数の教員が担当する学際的な総合B群のほか、情報とスポーツ実習の4群からなる。本学の特徴はレジャー・レクリエーション関連科目については総合A群の思想・文化のカテゴリーの中に設置されていることである。学生が科目を履修するときに参考にする履修要項を見ると、思想・文化については「知性の鍛練は、大学で学ぶ者にとって欠かすことはできない。このカテゴリーでは、本学の建学の精神であるキリスト教の思想や、古今東西の哲学思想、またさまざまな地域の文化・社会、さらにはレジャー・レクリエーションの知、身体の知などを学びながら、今日の多様な価値の時代における私たちの自己理解、ものの見方、生き方を考え、鍛えなおしていく。」という記載が在る。このことは、本学のカリキュラムはレジャー・レクリ

全学共通カリキュラム



1 思想・文化

科目名	単位
人権とキリスト教	2
聖書の思想と人間観	2
キリスト教思想の展開	2
キリスト教と諸思想	2
思索の方法 1	2
思索の方法 2	2
思索の方法 3	2
思索の方法 4	2
思索の方法 5	2
思索の方法 6	2
現代の思想状況 1	2
現代の思想状況 2	2
現代の思想状況 3	2
文化人類学の世界	2
レジャー・レクリエーション論	2
スポーツ文化論	2
キリスト教の知演習 1	2
キリスト教の知演習 2	2
キリスト教の知演習 3	2
哲学思想演習 1	2
哲学思想演習 2	2
哲学思想演習 3	2
哲学思想演習 4	2
文化人類学演習	2
レジャー・レクリエーション論総論	2

図 1. 全学共通カリキュラムと思想・文化カテゴリーの科目名

エーションを身体活動としてのみ捉えているのではなく、思想や文化という精神的な知という側面からも学んでいくものであることを示している。さらにはこのカテゴリーの中にキリスト教の知演習、哲学思想演習、文化人類学演習と並んでレジャー・レクリエーション論演習を配置して、学生の討議やその領域のフィールドでの活動を評価するカリキュラムとなっている。

4. コミュニティ福祉、観光学部における 専門教育科目

本学は1998年4月に「コミュニティ福祉学部」と「観光学部」を武蔵野新座キャンパスに開設した。立教がめざす全人教育を実現するために両学部は「ホスピタリティ」と「コミュニティ」というキーワードでカリキュラムを展開している。コミュニティ福祉学部は「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati) という理念を掲げ、地域社会への貢献と共生を強く意識した教育と研究を目的としており、コミュニティにおけるヒューマンサービスを軸により深く広い研究を志向し、それによって新しい福祉学の構築を目指そうとする学部である。スポーツ系の教員は全員この学部所属している。一方、観光学部は観光という社会現象を産業としてのみならず、国際的な文化交流や相互理解をはじめ、地理学、経済学、心理学、社会学など様々な学術的見地から捉え、真に豊かな観光文化を築くた

めの探求を進めていく学部として、社会学部観光学科を改組・独立させ、日本で初めて開設した。両学部の教育と研究は学際的であることが共通しているため、カリキュラムは全学共通カリキュラムのほかに専門関連科目を設けている。1～4年次設定科目である専門関連科目は社会教育・体育・文化・人間学・宗教学など幅広い分野から福祉と観光の接点を模索することを目的とした科目であり、人間の基礎的素養を養う科目群である。「レクリエーション論」と「レクリエーション実践論」はこの科目群で展開されており、レクリエーションの基礎理論、レクリエーション支援やグループダイナミクスの獲得など福祉や観光のフィールドに役立つ知識と技術を修得するものとなっている。しかしながら、開設して2年ということもあり、卒業生もまだ出しておらず、科目の評価や検証は充分に行われておらず、試行錯誤のなかで授業を行っている段階である。

5. さいごに

本学におけるレジャー・レクリエーション教育をより充実したものにするためには、次のようなことが重要になるだろうと思われる。

- (1) レジャー・レクリエーションに関する概論や実践論にとどまらず「レジャー・レクリエーションの経済学」や「レジャー・レクリエーションの社会学」など多角的かつ専門的な科目を設けて、より深くレジャー・

特集：大学教育にみるレジャー・レクリエーション

東京学芸大学教育学部健康・スポーツ科学学科

東原昌郎*

Professional Education on Leisure and Recreation Studies
at Tokyo Gakugei University

Masao TSUKAHARA*

1. はじめに

本学は昭和24年に、従来の職業訓練の教員養成ではなく専門職的教員養成を目的として発足した。以来、社会的要請の変化や教育職員免許法の改正に応じて、昭和27（1952）、昭和30（1955）、昭和41（1966）、昭和54（1979）、昭和59（1984）、昭和63（1988）、平成2（1990）、平成7（1995）年と、カリキュラムの改訂を繰り返し行ってきた。組織についても、昭和63年に大規模な改革が行われ、従来の課程を教育系とし、並列して教養系を新設した。また、行財政改革の一環としての国立教育系大学・学部の学生定員削減と、学校教育法および教育職員免許法の改正を機に、平成12（2000）年度から学部を改組しカリキュラムも全面的に改訂される。

現時点での教育組織には、教育学部の他に特殊教育特別専攻科、大学院修士課程教育学研究科、および、埼玉大学、千葉大学、本学の教育学部と横浜国立大学教育人間科学部の連合になる大学院博士課程がある。

カリキュラムを資料としてレジャー・レクリエーション専門教育の動向を述べるにあたって、対象とするカリキュラムを主として教育学部の、平成7年度改訂の現行カリキュラムと平成12年度改訂予定のカリキュラムとに絞り、便宜上前者を旧カリキュラム、後者を新カリキュラムと表記する。

また、カリキュラムにおける「レジャー」または

「レクリエーション」の用語を含む科目と、「レジャー」および「レクリエーション」に極めて密接に関連する内容を含む「野外活動」科目をレジャー・レクリエーション専門教育関連科目とし、それらの科目の旧新カリキュラムにおける開設状況を比較することによって、レジャー・レクリエーション専門教育の動向を探りたい。

2. 教育組織の改革（表1-1～表1-4）

旧カリキュラムに対応する平成11年度現在の教育組織では、教育系に小学校教員養成課程（A類）、中学校教員養成課程（B類）、障害児教育教員養成課程（C類）、特別教科教員養成課程（D類）、幼稚園教員養成課程（E類）の5課程が、また、教養系に国際文化教育課程（K類）、人間科学課程（N類）、情報環境科学課程（J類）、芸術課程（G類）の4課程が、それぞれ置かれている。

また、新カリキュラムに対応する平成12年度からの教育組織では、教育系に従来のA類とE類を合わせた初等教育教員養成課程（A類）、従来のB類とD類を合わせた中等教育教員養成課程（B類）および障害児教育教員養成課程（C類）の3課程が、また、教養系に生涯学習課程（L類）、人間福祉課程（N類）、国際理解教育課程（K類）、環境教育課程（F類）、情報教育課程（J類）、および芸術文化課程（G類）の6課程が、それぞれ置かれている。

*東京学芸大学教育学部健康・スポーツ科学学科 Department of Health & Sports Sciences, Faculty of Education, Tokyo Gakugei University

3. カリキュラムの構成

(1) 旧カリキュラムの構成

旧教育系カリキュラムは、共通科目（総合学芸、健康・スポーツ、語学の3領域）、教職科目（教職基礎、教育課程、生徒指導、保育内容、教育実習等の科目）、専攻科目（教科、専攻、卒業研究等の科目）、および自由選択科目からなる。

旧教養系カリキュラムは、教育系と同様の共通科目、専攻科目（課程共通、専攻・選修、外国語、卒業研究等の科目）、および自由選択科目からなる。

(2) 新カリキュラムの構成

新教育系カリキュラムは、共通科目（旧カリキュラムの3領域に情報を加えた4領域）、プロジェクト学習科目（今日的教育課題について複数の専門分野からの5名の教官が担当し、学部基礎科目の総合演習で完結する）、学部基礎科目（職業の意義、教育の基礎理論、教育課程および指導法、生徒指導および教育相談、総合演習、教育実習等の科目）、専攻科目（教科・教職、専攻教科、卒業研究等の科目）、および自由選択科目からなる。

新教養系カリキュラムは、教育系と同様の共通科目、学部基礎科目（教育の基礎理論、現代の教育等の科目）、専攻科目（専攻、卒業研究等の科目）、および自由選択科目からなる。

4. レジャー・レクリエーション関連科目の開設状況

(1) 旧カリキュラムにおける開設状況（表1-1、1-3）

- a. 「レクリエーション指導論」が、B類保健体育専攻、D類保健体育専攻体育運動学選修およびN類生涯スポーツ専攻コミュニティスポーツ選修を対象に、選択科目として開設されている。
- b. 「レクリエーション指導演習」が、D類保健体育専攻体育運動学選修を対象に、選択科目として開設されている。
- c. 「レジャースポーツ指導法」が、N類生涯スポーツ専攻コミュニティスポーツおよび運動処方選修を対象に、選択科目として開設されている。
- d. 「野外活動Ⅰ」がA類保健体育選修、B類保健体育専攻、D類保健体育専攻全選修、N類生涯スポーツ専攻コミュニティスポーツおよび運

動処方選修を対象に、選択科目として開設されている。

- e. 「野外活動Ⅱ」が、A類保健体育選修、B類保健体育専攻、D類保健体育専攻全選修を対象に、選択科目として開設されている。
- (2) 新カリキュラムにおける開設状況（表1-2、1-4）
 - a. 「レクリエーション概説」が、L類生涯スポーツ専攻を対象に専攻必修科目として開設され、また、F類環境教育専攻とL類学習社会文化専攻で選択科目B^(※1)とされている。
 - b. 「総合野外活動」が、A類保健体育選修、B類保健体育専攻を対象に選択科目Aとして開設され、また、F類環境教育専攻で選択科目Bとされている。
 - c. 「運動指導論」^(※2)が、B類保健体育専攻を対象に、選択科目A^(※1)として開設されている。
 - d. 「運動指導法」^(※2)が、B類保健体育専攻を対象に、選択科目Aとして開設されている。

5. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目開設の特徴

(1) 旧カリキュラムにおける特徴

- a. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目は5科目である。
- b. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目5科目はすべて、必修科目ではなく選択科目として開設されている。
- c. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目5科目はすべて、開設の主たる対象がB類保健体育専攻、D類保健体育専攻、およびN類生涯スポーツ専攻であり、保健体育およびスポーツ関連の科目とされている。
- d. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目5科目のうちで唯一の講義科目である「レクリエーション指導論」が、D類保健体育専攻の3選修（体育学、体育運動学、保健学）のうち、最も実技との関連が強い体育運動学のみを対象としている。
- e. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目5科目のうち、「レクリエーション指導論」、「レクリエーション指導論演習」、「レジャースポーツ指導法」とも、A類保健体育選修を対象から除いている。

- (2) 新カリキュラムにおける特徴
- a. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目は4科目である。
 - b. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目4科目のうち、「レクリエーション概説」はL類生涯スポーツ専攻全体を対象とする専攻必修科目とされている。
 - c. レジャー・レクリエーション専門教育関連科目4科目のうち、「レクリエーション概説」は、A類保健体育選修およびB類保健体育専攻、すなわち教育系を開設の対象から除いている。
 - d. 「レクリエーション概説」と「総合野外活動」が、保健体育およびスポーツ関連以外の専攻で選択科目Bとされている。

6. 学部におけるレジャー・レクリエーション専門教育の動向

旧新カリキュラムにおけるレジャー・レクリエーション専門教育関連科目の開設状況と特徴の比較の結果は以下のようにまとめることができる。

- (1) 開設科目数は、旧カリキュラムにおいて5、新カリキュラムにおいて4で、減少している。
- (2) 開設の主たる対象は、旧カリキュラムにおいては保健体育専攻・選修および生涯スポーツ専攻に限られており、新カリキュラムにおいても同様である。また、新カリキュラムでは「レクリエーション概説」は教養系のみを、「総合野外活動」、「運動指導論」および「運動指導法」は教育系のみを、それぞれ対象としている。
- (3) 他専攻との関連は、「レクリエーション概説」および「総合野外活動」が、保健体育およびスポーツ関連以外の専攻で選択科目Bとして指定されている。
- (4) 必修科目と選択科目の別は、旧カリキュラムにおける5科目のすべてが選択科目であったのに対して、新カリキュラムでは「レクリエーション概説」がL類生涯スポーツ専攻全体を対象とする専攻必修科目とされている。
- (5) 講義、演習、実技の別は、旧カリキュラムでは講義1、演習1、実技3であったのに対して、新カリキュラムでは講義2、演習1、実技1である。
- (6) 以上のまとめでは、科目数、対象、開設の態様、等に一貫性がなく、レジャー・レクリエーション専

門教育の顕著な動向は認めにくい。新カリキュラムで「レクリエーション概説」がL類生涯スポーツ専攻の必修科目として開設され、L類学習社会文化専攻の選択科目Bとされていることは、専門教育としての前進と考えることもできる。カリキュラムの旧新を問わず、関連科目の開設の対象が極めて限られており、また、偏っていることが表1-1～表1-4からわかる。

7. 大学院修士課程におけるレジャー・レクリエーション専門教育の動向

本学では、大学院修士課程についても学部の改革に連動しながら重点化が進められ、平成12年度からは定員が拡大しカリキュラムも改訂される。学部のカリキュラムと同様の観点で概観すると次のとおりである。

すなわち、修士課程では旧新カリキュラムとも、「レクリエーション学総論」と「レクリエーション学総論演習」、および、「運動方法学（野外教育学）特論」と「運動方法学（野外教育学）特論演習」が、保健体育専攻を対象に、隔年開設されている。

また、旧新カリキュラムとも、「レクリエーション学総論」の講義題目は「野外教育学を含むレクリエーション学総論」、「レクリエーション学総論演習」の講義題目は「野外教育学を含むレクリエーション学総論演習」であって、レクリエーション学として独立した形では開設されていない。

このように、旧新カリキュラムにおいて変化がないため動向を見出すことはできないが、すべての科目が野外教育学と関連していること、保健体育専攻を対象にしていること、隔年開設であること、が特徴である。

8. 養成したい指導者像

旧カリキュラムの「レクリエーション指導論」で扱った内容は概ね以下のとおりである。

- (1) レクリエーションの歴史
- (2) レクリエーションの定義
- (3) レクリエーションの関連用語（レジャー等）
- (4) 現代社会におけるレクリエーションの意義
- (5) 現代社会におけるレクリエーションの種類
- (6) レクリエーションの現状
- (7) レクリエーション指導上の留意点
- (8) その他（セラピューティック・レクリエーション等）

この内容は受講生に極めて不評であった。不評の原因は科目担当者がシラバスに「ゲーム、ソング、ダンス等を練習する授業科目ではない。」と明記しているにもかかわらず、受講者の多くが「レクリエーション」という用語からゲーム・ソング・ダンスをイメージして講義に臨むところにある。これは学生に限らず社会一般にまだまだ根強い傾向である。カリキュラムにおいてレジャー・レクリエーションを保健体育およびスポーツ関連の演習または実技指向の科目として位置付ける傾向も、カリキュラムを策定する側で同様の意識が払拭されていないことを示しているように思われる。これは、例えば、フォークダンスを多用した敗戦直後のレクリエーションの普及指導や、その後長く受け継がれたゲーム・ソング・ダンスを三種の神器とする指導者養成等、日本に特有ともいべきレジャー・レクリエーション観の影響が強いものと思われる。

しかし、経済的に高度成長を遂げ余暇時間が増加した今日、レジャー・レクリエーションは著しく多様化し、日常生活に浸透して生きがいの対象ともされ、文化の一側面として量より質を問われる段階に至っている。デューマズディエによる余暇の三機能を例に引けば、

休息と気晴らしのみではなく自己開発機能をも発揮すべき時代を迎えている。今後はレジャー・レクリエーションによって自己実現を促し、人間に固有な生きがいの獲得を支援する指導者に対する需要が増大すると考えられる。

注1) 選択科目AおよびB：いずれも新カリキュラムの専攻に関する科目の一部で、Aは専攻をよく特徴付ける選択科目、Bは自専攻を深めるために選択履修することが望ましい他専攻に開設されている科目。

注2) 「運動指導論」(講義)、「運動指導法」(演習)とも、陸上競技、水泳、器械運動および野外活動のうちから2種目を選択する科目。

参考文献

- 1) 東京学芸大学カリキュラム (平成7年改訂)
- 2) 東京学芸大学平成11年度履修の手引き
- 3) 東京学芸大学キャンパス通信号外 (平成11年3月)
- 4) 東京学芸大学大学院 (修士課程) 平成11年度教育学研究科履修便覧
- 5) 東京学芸大学教育学部 (改組解説冊子)

表1-1 改組前の教育系組織とレジャー・レクリエーション専門教育関連科目の開設状況

類	課 程	選修・専攻	関連科目・開設状況		
A	小学校教員養成課程	国語			
		社会			
		数学			
		理科			
		音楽			
		美術			
		保健体育	④選、⑤選		
		家庭教育			
B	中学校教員養成課程	国語			
		社会			
		数学			
		理科			
		音楽			
		美術			
		保健体育	①選、④選、⑤選		
		家庭			
C	障害児教育教員養成課程	技術			
		英語			
		D	特別教科教員養成課程	数学	
				理科	
				音楽	
				美術・工芸	
		D	保健体育	体育学	④選、⑤選
				体育運動学	①選、②選、④選、⑤選
				保健学	④選、⑤選
		E	幼稚園教育教員養成課程	書道	

(D類保健体育以外は選修を省略)

表1-2 改組後の教育系組織と
レジャー・レクリエーション専門教育関連科目の開設状況

類	課 程	選 修 ・ 専 攻	関 連 科 目 ・ 開 設 状 況
A	初等教育教員養成課程	国語	
		社会	
		数学	
		理科	
		音楽	
		美術	
		保健体育	⑦選A
		家庭	
		学校教育	
		幼稚園	
B	中等教育教員養成課程	国語	
		社会	
		数学	
		理科	
		音楽	
		美術	
		保健体育	⑦選A、⑧選A、⑨選A
		家庭	
		技術	
		英語	
		書道	
C	障害児教育教員養成課程	聴覚障害児教育	
		養護学校教育	
		言語障害児教育	

表1-3 改組前の教養系組織と
レジャー・レクリエーション専門教育関連科目の開設状況

類	課 程	専 攻	関 連 科 目 ・ 開 設 状 況	
K	国際文化教育課程	日本研究		
		アジア研究		
		欧米研究		
		国際教育研究		
N	人間科学課程	生涯教育		
		心理臨床		
		総合社会システム		
		生涯スポーツ	スポーツコーチ	
			コミュニティスポーツ	①選、③選、④選
	運動処方	③選、④選		
J	情報環境科学課程	教育情報科学		
		自然環境科学		
		文化財科学		
G	芸術課程	音楽		
		美術		
		書道		

(L類生涯スポーツ以外は選修を省略)

表1-4 改組後の教養系組織と
レジャー・レクリエーション専門教育関連科目の開設状況

類	課 程	専 攻	関連科目・開設状況
L	生涯学習課程	学習社会文化	⑥選B
		生涯スポーツ	⑥必
N	人間福祉課程	カウンセリング	
		総合社会システム	
K	国際理解教育課程	国際教育	
		多言語多文化	
		日本語教育	
		日本研究	
		アジア研究	
F	環境教育課程	欧米研究	
		環境教育	⑥選B、⑦選B
		自然環境科学	
		文化財科学	
J	情報教育課程	情報教育	
G	芸術文化課程	音楽	
		美術	
		書道	
		表現コミュニケーション	

凡例 (表1-1～表1-4)

- ① : レクリエーション指導論
- ② : レクリエーション指導論演習
- ③ : レジャースポーツ指導法
- ④ : 野外活動Ⅰ
- ⑤ : 野外活動Ⅱ
- ⑥ : レクリエーション概説
- ⑦ : 総合野外活動
- ⑧ : 運動指導論
- ⑨ : 運動指導法
- 必 : 必修科目
- 選 : 選択科目
- 選A : 選択科目A
- 選B : 選択科目B

特集：大学教育にみるレジャー・レクリエーション

武庫川女子大学文学部人間関係学科

吉田圭一*

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Mukogawa Women's University

Keiichi YOSHIDA*

1. はじめに

武庫川女子大学文学部人間関係学科におけるレジャー・レクリエーション教育は、昭和61年度の文学部教育学科「人間関係コース」開設とともにスタートした。当初から、総合的な人間学の重要な領域としてレジャー・レクリエーションを認知し、平成6年4月に新設された「人間関係学科」においても、心理領域・社会教育領域とともに、レクリエーション領域はカリキュラム構成の主要な柱として位置づけられた。

人間関係学科設置認可申請書によると、『人間関係の本質を解明し、豊かな人間関係を啓発する知識と実践の体系を総合的に研究・教育するために「人間関係学科」を設置する』を目的として、『人間関係のトータルなオーガナイザー育成』を目指して『心理領域、社会教育領域、レクリエーション領域を柱として、それぞれの領域をまんべんなく履修することとし、これに関連の分野として情報処理関係科目等においてカリキュラムを編成する』とある。

体育やスポーツに関する学科の設置認可申請以外で、レジャー・レクリエーションに関する領域をカリキュラム構成の主たる柱の一つとして位置づけての学科申請は、わが国でも初めてのケースであったと思われる。特に「レクリエーション」は、体育やスポーツに関連する領域としての認識が当時の一般的な常識であり、心理学や社会学と関連づけての大学教育はほとんど理

解されていなかったと想像できる。そのため、関係方面の理解を得るために手探りのアプローチが必要であった。しかし、そのような努力は結果的にレジャー・レクリエーションに関する専門教育の構造や教育理念を明確にすることにもなり、多くの苦労はあったが、予定どおりの設置認可が実現したのである。

このようなプロセスを経てスタートした「人間関係学科」も、時代の要請を受けて発展的にカリキュラムが見なおされ、平成12年度から「人間科学科」と名称を変更して、心理コースと社会福祉コースの2コース制で再出発することになっている。大きな変更点は、抽象的であった『人間関係のトータルなオーガナイザー育成』が、『認定心理士・社会福祉士・精神保健福祉士の育成』という具体的な目標に変更されたことである。

平成12年度からスタートする「人間科学科」におけるレクリエーション領域のカリキュラム上の位置は、主たる柱の一つから、関連する領域へと変更されたが、レジャー・レクリエーションの重要性に関する認知は変わっておらず、心理コース・社会福祉コースの両方に関係する専門教育として位置づけられている。

なお本学科では、日本レクリエーション協会が設けている指導者養成課程認定校制度に発足当初より参加し、レクリエーション指導者としての入門的性格の「レクリエーション・インストラクター」と、「余暇生

*武庫川女子大学文学部人間関係学科 Department of Human Sciences, School of Letters, Mukogawa Women's University

活相談員」の養成課程認定校として継続的に認定を受けている。レジャー・レクリエーションに関する専門的な科目を履修した学生の内、指導者資格の取得を希望する数十名の者が、毎年資格を取得して卒業している。

2. 本学科レジャー・レクリエーション教育の理念

前項で述べたように、学科名称の変更やカリキュラムの変更が行われてきたが、「人間関係学科」新設時からのレジャー・レクリエーションに関する専門教育の理念は健在であり、今後もそれらの理念は継続していくべきものと考えている。以下、現時点におけるレジャー・レクリエーション教育の理念を述べることとする。

本学科におけるレジャー・レクリエーション専門教育の基本的な理念の一つは、レクリエーションの概念を「人間性の回復」として位置づけ、その論理的な構成を明確に確立していることにあると思う。レクリエーションという目的と、そのための手段や方法としてのレクリエーション活動、さらにそれらを可能にする場面としてのレジャー（余暇・自由時間）など、それぞれの意味を明らかにするとともに、全体の関連を構造的に組み立てていることである。心理学や社会学、さらに今後は社会福祉学など、学問領域としてすでに確立しているこれらの領域との関係において、このような論理的・構造的な展開なくしてレジャー・レクリエーション教育の位置づけと発展は不可能である。

二つ目は、当然のこととして、大学教育として相応しい論理的に整備された内容を目指している点である。単なる指導者養成ではなく、専門的にレジャー・レクリエーションをとらえうる教養を身につけることができる教育をイメージしていることである。理論的学習の場面のみならず、実技・実習の場面においても、「なぜ必要なのか」「なぜこうなるのか」など、たえず自ら考える内容を優先させ、創造的展開を身につけた人材の育成を考えている点である。ただ単に、何かができるようになる教育や指導者の資格を取得することができる教育ということではなく、理論的に裏づけられた創造的な展開を大切に専門家の誕生が可能であるような教育が提供できれば、と考えているのである。

そのような意味で、社会教育的場面で行われるような資格取得を目指す指導者養成とは一線を画した、大

学教育に相応しい教育理念によるレジャー・レクリエーションの専門教育が存在しているといえることができる。

3. 本学科レジャー・レクリエーション教育の構造

以下、本学科におけるレジャー・レクリエーション教育の構造を、「基本テーマ」「学習テーマ」「設置科目」などとともに、平成11年度入学生のカリキュラムを参考に述べることとする。レジャー・レクリエーション専門教育の具体的展開を考えるうえで、いささかでも参考にできれば幸いである。

(1) レクリエーション領域の基本テーマ

大学教育に相応しい教育理念を確立するために、レジャー・レクリエーション教育の必要性を明確に示すテーマが必要である。基本テーマとして、次の三つを掲げている。

- ①レクリエーションの理論と実践の学習を通じて、健全な人間関係づくりの人間的前提となる明るい性格・積極的な生活態度を育て、仲間づくりをすすめるために必要な技法を身につけさせる。
- ②余暇の価値とその有効な活用のあり方を深く理解させ、自己の余暇開発能力とともに他者への余暇支援能力も身につけさせる。
- ③他の領域での学習とあわせて、より豊かな社会生活を追及する意識と能力を身につけさせる。

(2) レクリエーション領域の学習テーマ

実際的な教育展開のために、基本テーマを受けた具体的な学習のテーマが必要である。学習テーマとして、「基礎」「指導」「企画」「余暇支援」「学習手法」「グループ」「地域」「福祉」「課題研究」「個別研究」などを設け、それぞれに該当するさらに具体的なテーマを設定している。

「基礎」

- ①レクリエーションの基礎的理解
- ②余暇と余暇活動の基礎的理解
- ③レクリエーション活動の理解と方法

「指導」

- ①レクリエーション指導の理解
- ②指導と指導者の一般的理解
- ③レクリエーション指導の方法

「企画」

- ①行事の企画と運営の理解と方法

「余暇支援」

- ①余暇活動支援の理解
- ②余暇活動支援能力の開発

「学習手法」

- ①学習（訓練）手法の理解

「グループ」

- ①グループの理解とグループ指導

「地域」

- ①地域への展開

「福祉」

- ①福祉への展開

「課題研究」

- ①レクリエーションの課題研究

「個別研究」

- ①レクリエーションの課題発見と個別的研究

(3) レクリエーション領域の設置科目

レジャー・レクリエーション教育を展開するために、レクリエーション領域の科目として次のような科目を設置している。各科目は学習のテーマと関連し、それぞれのテーマを追及する内容で整備されている。

「基礎」

- ①レクリエーション概論
- ②余暇活動支援論
- ③レクリエーションの実技Ⅰ
- ④レクリエーションの実技Ⅱ

「指導」

- ①レクリエーション指導論
- ②レクリエーション指導法演習A
- ③レクリエーション指導法演習B
- ④レクリエーション指導法実習

「企画」

- ①レクリエーションの企画と運営

「余暇支援」

- ①余暇活動支援法演習A
- ②余暇活動支援法演習B

「学習手法」

- ①レクリエーション特講

「グループ」

- ①レクリエーション特講

「地域」

- ①地域レクリエーション論

「福祉」

- ①福祉レクリエーション論

「課題研究」

- ①レクリエーション演習ⅠA
- ②レクリエーション演習ⅠB
- ③レクリエーション演習ⅡA
- ④レクリエーション演習ⅡB

「個別研究」

- ①卒業論文

(4) レクリエーション領域の構造図

本学科のレジャー・レクリエーション教育の構造を全体的に図示すると次頁のようになる。なお、講義・演習・実習別の表記や学期別の科目配置・科目毎の単位数などについては紙面の都合で省略した。

図では、本学科レジャー・レクリエーション教育の目的にあたる三つの内容からなる「基本テーマ」を最初に掲げ、次に、その目的を達成するための目標としての「学習テーマ」を年次毎に示している。「学習テーマ」は、学生たちに何を学ばせたいのか、何を習得させたいのか、という観点から具体的なテーマを設定している。また年次ごとのテーマは、基礎から応用、基本から発展などの観点から学年の配置を考え、学習の効果や効率を配慮したものである。さらに、目的である「基本テーマ」、目標である「学習テーマ」をうけて、それぞれを達成するための具体的方法としての科目を「設置科目」として設定している。

5. おわりに

最初の項でも紹介したように、平成12年度から学科名称が変更され、カリキュラムも若干変更となる。しかし、本学科におけるレジャー・レクリエーション教育の基本的なコンセプトは現状と変わらない。このような改組転換も発展的なものとして受けとめている。

今回の改組転換においてレジャー・レクリエーションに関する領域が温存された理由は、大学教育に相応しい教育理念と構造的なカリキュラム構成、さらに合理的な方法などの確立への努力が評価されたことによるものであると信じている。この点について、今後もさらなる努力を重ねるつもりである。

基本テーマ

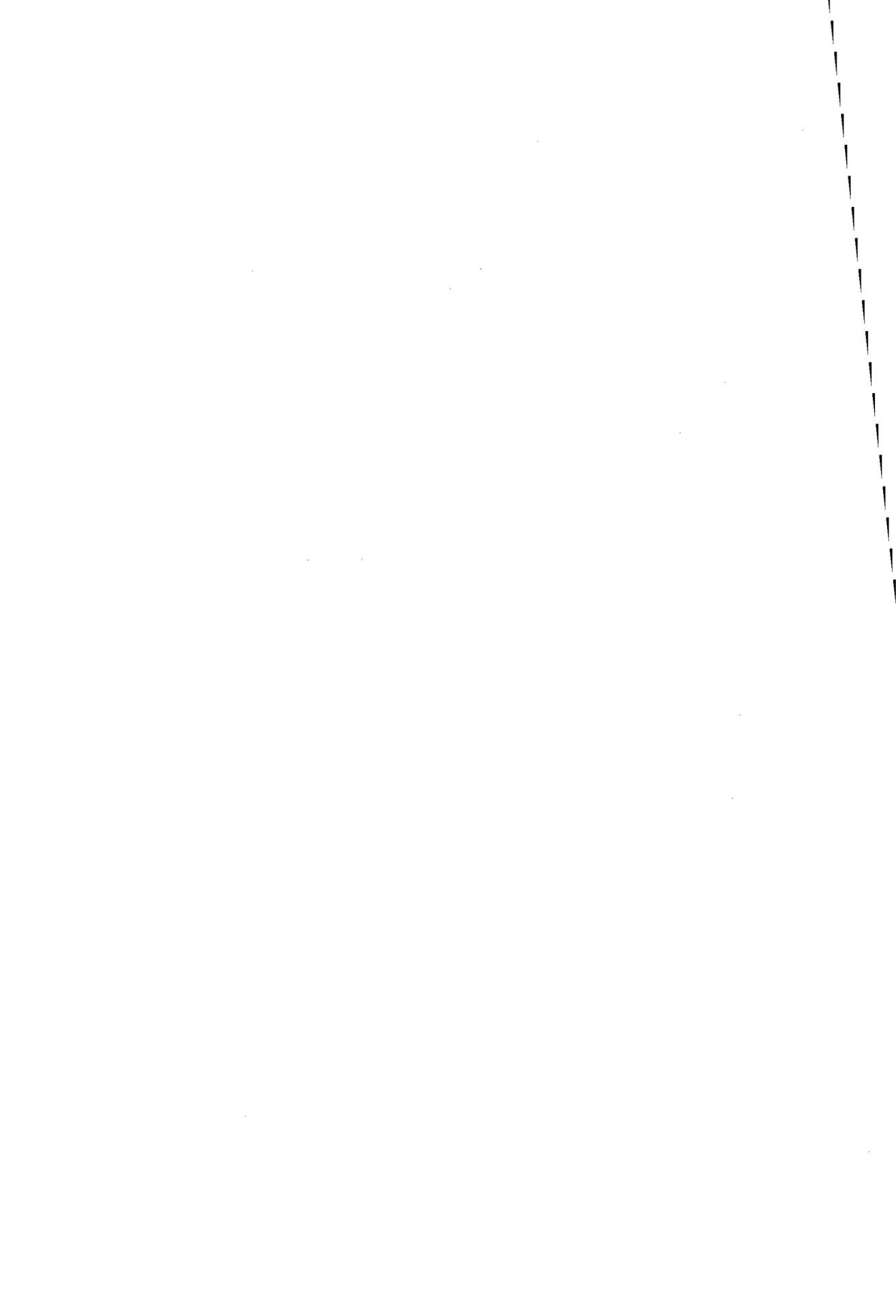
- 1、レクリエーションの理論と実践の学習を通じて、健全な人間関係づくりの人間の前提となる
 明るい性格や積極的な生活態度を育て、仲間づくりをすすめるために必要な技法を身につけさせる。
- 2、余暇の価値とその有効な活用のあり方を深く理解させ、自己の余暇開発能力とともに他者への
 余暇支援能力も身につけさせる。
- 3、他の領域での学習とあわせて、より豊かな社会生活を追及する意識と能力を身につけさせる。

学習テーマ

	【1年次】	【2年次】	【3年次】	【4年次】
	基 礎	指導・企画	余暇支援・学習手法 グループ・課題研究	地域・福祉・課題研究 個別研究
	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの 基礎的理解 ・余暇と余暇活動の 基礎的理解 ・レクリエーション 実技の理解と方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション 指導の理解 ・レクリエーション 指導の方法 ・指導と指導者の理解 ・企画と運営の理解 と方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習手法の理解 ・グループの理解と グループ指導 ・余暇活動支援の理解 ・余暇活動支援能力の 開発 ・レクリエーションの 課題研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への展開 ・福祉への展開 ・レクリエーションの 個別的な研究

設置科目

	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション 概論 ・余暇活動支援論 ・レクリエーションの 実技Ⅰ ・レクリエーションの 実技Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション 指導論 ・レクリエーションの 企画と運営 ・レクリエーション 指導法演習A ・レクリエーション 指導法演習B ・レクリエーション 指導法実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション 特講 ・余暇活動支援法 演習A ・余暇活動支援法 演習B ・レクリエーション 演習ⅠA ・レクリエーション 演習ⅠB 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域レクリエーション論 ・福祉レクリエーション論 ・レクリエーション 演習ⅡA ・レクリエーション 演習ⅡB ・卒業論文
--	---	---	---	---

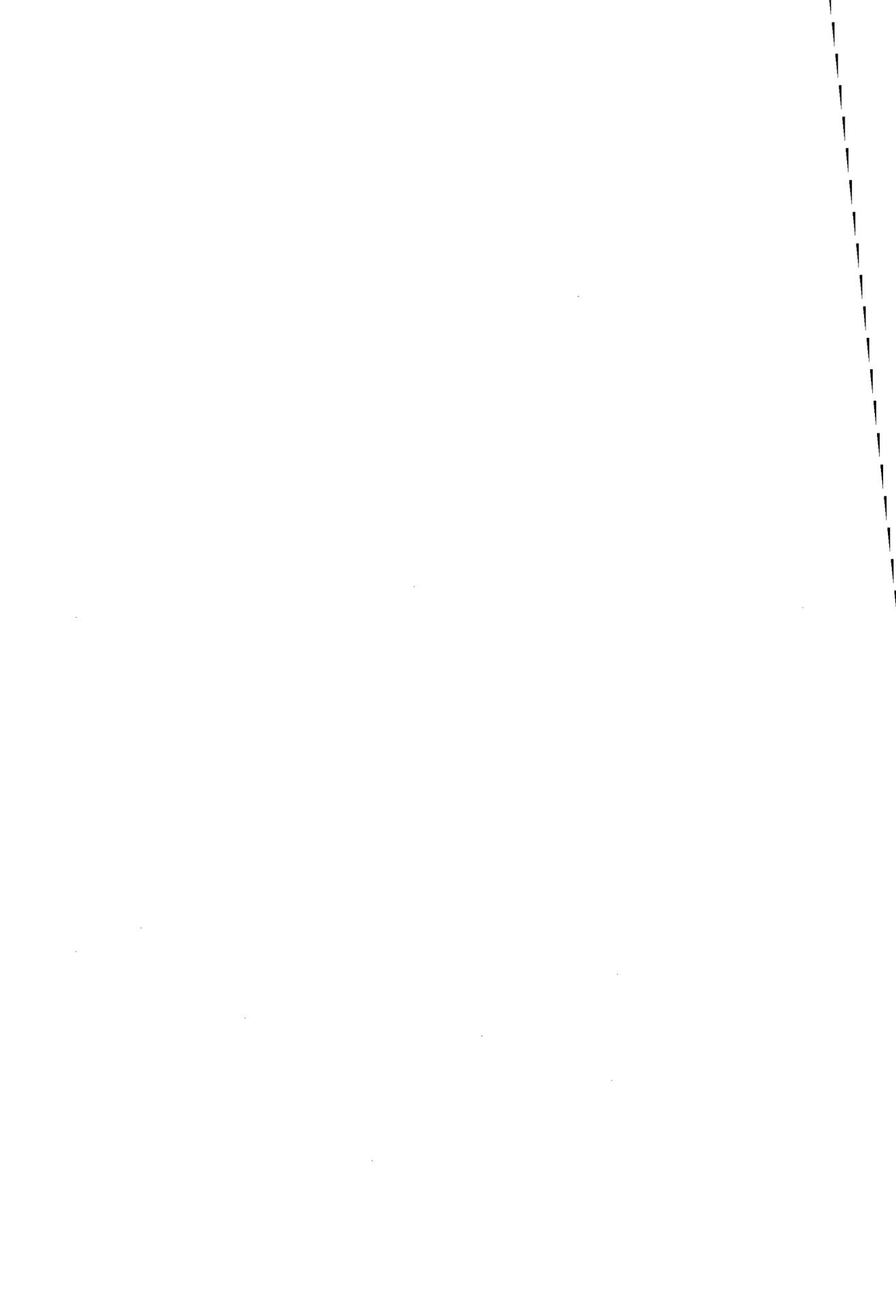


日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規定他47

投稿規定51

会員名簿53



日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総 則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名 Japan society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、埼玉県新座市北野1-2-26 立教大学武蔵野新座キャンパス コミュニティ福祉学部 松尾研究室内に置く。

〈第2章 事 業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
1. 学会大会の開催
 2. 研究会・講演会等の開催
 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
 4. 研究の助成
 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 6. 会員相互の親睦
 7. その他本会の目的に資する事業

- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会 員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。
1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- 第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌（紙）等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役 員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開く事ができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 2,000円
2. 正会員 年度額 8,000円
3. 賛助会員 ♫ 20,000円以上
4. 購読会員 ♫ 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

平成11年4月26日改訂

1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以て当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

平成7年12月10日改訂

1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。

3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項。

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

1. 投稿者は、本学会会員であること。ただし、編集委員会が必要と認めた場合にはこの限りではない。
2. 投稿内容は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における原著論文、研究資料、評論、実践報告、その他とし、完結していること。また、他誌に未投稿、未発表のものに限る。
3. 投稿に際しては、原稿の冒頭に前項に挙げた区分の内、該当するいずれかの種類を朱書し明記する。
4. 原稿は、400字詰原稿用紙（A4版）に黒インク書きまたは、ワープロ（A4版、800字：25字×32行）で仕上げるものとし、本文はひらがな現代かなづかいとする。また、外国語のかな書きにはカタカナを用いて表記し、欧文の記述にあたってはタイプまたは活字体を用いて表記すること。
5. 図表および写真は、オリジナルなものとし、必ず通し番号とタイトルを記入して一枚ずつ台紙に貼り、本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書し、明記する。
6. 投稿者は、氏名と共に勤務先または所属機関名を（ ）内に表記すること。
7. 論文および資料の原稿には、欧文による題名、著者名、所属機関名、抄録、キーワード、ならびに欧文抄録とキーワードの和訳を別紙により添付する。なお、本文が欧文原稿の場合には、邦文による同様な様式を整えて添付する。
8. 引用文献は、原則として本文の最後に著者名のA、B、C順に通し番号をつけて一括し、雑誌の場合には、著者、題目、雑誌名、巻号、ページ、西暦年号、の順に、単行本の場合には、著者、書名、ページ、発行所、西暦年号、の順に記載する。なお、本文中の引用箇所の右肩上に該当する文献番号を付すこととする。
9. 原稿は一篇につき図表・写真共刷り上がり10頁（400字詰原稿用紙約35枚）以内を原則とする。ただし、前記規定以上の頁数を必要とする場合や、特殊な印刷を必要とする場合には、編集委員会の承認を経た上で、その費用の超過分を投稿者の負担とする。
10. 掲載論文については、別刷り30部を執筆代表者に無償で送付する。なお、更に部数を必要とする場合には、投稿時点に申し出ること。ただし、その場合の費用は投稿者の負担とする。
11. 投稿にあたっては、オリジナル原稿とそのコピーを3部添付して提出する。なお、投稿論文は返却しないものとする。
12. 投稿原稿の採否については、本学会編集委員会において決定する。なお、採否の決定にあたっては、編集委員会が委嘱する審査員2名の審査結果を尊重する。
13. 本誌は、日本レジャー・レクリエーション学会の機関誌として年2回（5月、11月）の発行を予定し、本誌への掲載は原稿受理の順序による。
14. 大会発表論文集への投稿規定については、別に定める。
15. 本誌への投稿は、下記編集委員会宛に行うこととする。

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学 武蔵野新座キャンパス

コミュニティ福祉学部 松尾研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

電話・FAX (048)471-7345

「レジャー・レクリエーション研究」

投稿募集

研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

「レジャー・レクリエーション研究」への積極的な投稿を促進するために、編集の年間スケジュールをお知らせいたします。

研究論文の審査、修正作業には最短でも2ヶ月程度の時間を要する点を考慮して、投稿してください。

投稿は、常時受け付けております。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

■投稿論文送付先

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学 武蔵野新座キャンパス

コミュニティ福祉学部 松尾研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

●論文審査の流れ

論文投稿受付	学会事務局（常時）
論文審査開始	編集委員会（委員会開催時）
論文審査	審査者2名
修正	投稿者
再審査 再修正	回数は必要に応じて
論文受理	編集委員会（委員会開催時）
印刷	

↑ 2ヶ月程度 ↓

●学会誌編集スケジュール

	〈学会誌発刊〉	〈編集委員会〉
1月		（中旬）第1回
2月		
3月	（下旬）印刷開始	（中旬）第2回
4月		
5月	（上旬）前記号発刊	（下旬）第3回
6月		
7月		（下旬）第4回
8月		
9月		
10月	（中旬）印刷開始	（上旬）第5回
11月	（下旬）後記号発刊	
12月		（上旬）第6回

編集委員会

下村彰男(委員長) 荒井 歩(幹事)
嵯峨 寿 境 広志(幹事)
 田中伸彦(幹事)

Editorial Committee

A. Shimomura (Chief Editor) A. Arai
H. Saga H. Sakai
 N. Tanaka

Subscription published two times a year: one issue in Japanese with abstracts in English and another issue in only Japanese, by Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS). Subscription is available to libraries, institutions, departments, and individual members at the equivalent amount of foreign currency of 8,000 Japanese yen as a member (U.S.\$100 at present inclusive of postage).

Address: Subscription Manager, Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS).

c/o:Rikkyo University

1-2-26 Kitano, Niiza-city, Saitama, 352-8558 Japan

Tel. & Fax. your country code+81+048-471-7345

レジャー・レクリエーション研究 第42号 (Aug., 2000)

平成12年8月21日 印刷

平成12年8月25日 発行

発行人 坂口正治

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

印刷所 有限会社石橋印刷

神奈川県小田原市飯泉1033

電話 0465-47-9171(代)

JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 42

Original Articles

Influence of Different Childhood Environment Conditions Images on Comfortable
Living Environment and Lifestyle in Future of University Students

.....Hiroshi SAWAMURA, Takashi KAWAI, Nobuhiro ABE,
Yuzo KOYAMA, Kiyohide AOYAMA, Akiko ISHII

Special Features

The Trend of Professional Education on Leisure and Recreation Studies

.....Keiko ARAI, Makoto ISHII, Hideo SUZUKI
Masaaki YUI, Akio SHIMOMURA

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Aomori University

.....Masao KUDO, Kaoru TSUCHIYA

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Rikkyo University

.....Hideo NUMAZAWA, Tetsuya MATSUO

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Tokyo Gakugei University

.....Masao TSUKAHARA

Professional Education on Leisure and Recreation Studies at Mukogawa Women's University

.....Keiichi YOSHIDA

〈Regulations of JSLRS〉

〈Information of JSLRS〉

〈Members of JSLRS〉

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Aug., 2000